

GUIDE

TO

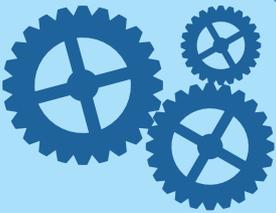
PROMOTING

ENERGY

SAVING

IN

FACTORIES



省エネ法対応

工場の省エネ推進の手引き

最近のトピックス

直近の改正事項

●工場等判断基準の改正【P.11】

- 「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」（工場等判断基準）では、事業者が工場等において適切な省エネ取組を行えるよう、省エネに関する基本的取組事項や目指すべき目標等を定めています。今般、2009年の制定以降の技術水準の向上等を踏まえて、最新の省エネ技術等を反映するための改正を行いました。

●中長期計画作成指針の改正【P.10】

- 特定事業者等が工場等判断基準に定められた目標の達成に向けた中長期的な計画の作成を行えるよう、4種類の指針を定めています（専ら事務所／製造業／鋳業・電気供給業・ガス供給業及び熱供給業／上水道業・下水道業及び廃棄物処理業）。これらの指針に記載されている設備・システム・技術について、最新の技術水準や事業者によるエネルギー使用合理化の状況等を踏まえて、内容の改正を行いました。

●中長期計画書様式（様式第8）及び定期報告書様式（様式第9）の改正

- 特定事業者等の計画的な省エネ取組を促すため、中長期計画書及び定期報告書の様式を改正し、ベンチマーク目標の達成に向けた具体的な投資計画等を記載できるようにしました。
- ベンチマーク指標の補正を行う業種について、補正の根拠となる数値や参考情報を記載できるよう、定期報告書の様式改正を行いました。
- 中長期計画書様式
 - Ⅱ 計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果：ベンチマーク指標の状況、見込み等の記載箇所を追加
- 定期報告書様式
 - 特定一第6表：ベンチマーク指標の見込み、達成率、目標年度における目標値等の記載箇所を追加
 - 特定一第7表：ベンチマーク指標の補正を行った場合の根拠・参考情報の記入
 - 特定一第9表：中長期計画書記載事項の実施状況の記載箇所を追加等
 - 指定一第8表：工場等判断基準の改正内容を反映

今後の改正事項

●ベンチマーク制度の指標・目標値の見直しについて【P.9】

- ベンチマーク制度は、業種・分野別に目指すべきエネルギー消費効率の水準を定め、その達成を求めることで事業者の省エネ取組を促進するものです。今般、事業者の省エネ取組以外の要因（製造製品の違い等）によるエネルギー消費効率の悪化を可能な限り改善し、適切な省エネ評価を行えるようにするため、一部の業種において指標の見直しを実施します。（2022年度報告より適用）

高炉：外販分の粗鋼のエネルギー使用量の除外（2020年度報告から適用済み）

電炉普通鋼：製造工程・品種の違いを踏まえたベンチマーク指標の補正、目標値の見直し

電炉特殊鋼：製造工程・品種の違いを踏まえたベンチマーク指標の補正

洋紙：再生可能エネルギー使用率に応じた目標値の設定

板紙：製造品種の違いを踏まえたベンチマーク指標の補正

コンビニエンスストア：面積規模による分野の細分化（小型コンビニエンスストアの創設）、目標値の見直し

貸事務所：床面積当たりのエネルギー消費量（原単位方式）へのベンチマーク指標の見直し

目次

①はじめに.....	2
①-① 省エネ法とは	2
①-② 省エネ法におけるエネルギー	2
①-③ 省エネ法が規制する分野.....	2
②工場等に係る措置	3
②-① 規制の対象となる事業者	3
②-② 事業者の義務.....	4
(1) 事業者の義務内容	4
(2) 提出書類及び提出期限一覧	5
(3) 各種届出等のフロー.....	6
(4) エネルギー管理統括者等の選任・資格要件及び選任数.....	7
(5) 定期報告書	8
(6) 産業トップランナー制度（ベンチマーク制度）	9
(7) 事業者クラス分け評価制度.....	10
(8) 中長期計画書	10
(9) 事業者が遵守すべき判断基準	11
(10) 工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針	12
②-③ 連携省エネルギー計画の認定制度.....	13
②-④ 共同省エネルギー事業	14
②-⑤ 認定管理統括事業者の認定制度	14
②-⑥ 登録調査機関による確認調査制度	15
③各種提出書類記入例	16
④省エネポータルサイト 事業者向け省エネ関連情報について.....	38
⑤定期報告書及び中長期計画書の電子申請	39
⑥各種支援策	40
⑦よくある質問と回答	41

1 はじめに

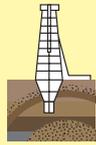
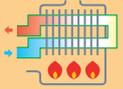
1-① 省エネ法とは

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（以下「省エネ法」という。）は、石油危機を契機として昭和54年に制定された法律であり、「内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場等、輸送、建築物及び機械器具等についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置、電気の需要の平準化に関する所要の措置[※]その他エネルギーの使用の合理化等を総合的に進めるために必要な措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与すること」を目的としています。

※ 電気の需要の平準化については、2013年改正時に導入。

1-② 省エネ法におけるエネルギー

省エネ法におけるエネルギーとは、以下に示す燃料、熱、電気を対象としています。廃棄物からの回収エネルギーや風力、太陽光等の非化石エネルギーは対象となりません。

● 燃料	<ul style="list-style-type: none"> ● 原油及び揮発油(ガソリン)、重油、その他石油製品(ナフサ、灯油、軽油、石油アスファルト、石油コークス、石油ガス) ● 可燃性天然ガス ● 石炭及びコークス、その他石炭製品(コークス、コークス炉ガス、高炉ガス、転炉ガス)であって、燃焼その他の用途(燃料電池による発電)に供するもの 	
● 熱	<ul style="list-style-type: none"> ● 上記に示す燃料を熱源とする熱(蒸気、温水、冷水等) 対象とならないもの：太陽熱及び地熱など、上記の燃料を熱源としない熱のみであることが特定できる場合の熱	
● 電気	<ul style="list-style-type: none"> ● 上記に示す燃料を起源とする電気 対象とならないもの：太陽光発電、風力発電、廃棄物発電など、上記燃料を起源としない電気のみであることが特定できる場合の電気	

1-③ 省エネ法が規制する分野

省エネ法がエネルギー使用者へ直接規制する事業分野としては、工場・事業場及び運輸分野があります。工場等（工場又は事務所その他の事業場）の設置者や輸送事業者・荷主に対し、省エネ取組を実施する際の目安となるべき判断基準を示すとともに、一定規模以上の事業者にはエネルギー使用状況等を報告させ、取組が不十分な場合には指導・助言や合理化計画の作成指示等を行うこととしています。また、エネルギー使用者への間接規制として、機械器具等（自動車、家電製品や建材等）の製造又は輸入事業者を対象とし、機械器具等のエネルギー消費効率の目標を示して達成を求めるとともに、効率向上が不十分な場合には勧告等を行っています。

	工場・事業場	運輸	
エネルギー使用者への直接規制	努力義務の対象者 工場等の設置者 ・事業者の努力義務	貨物/旅客輸送事業者 ・事業者の努力義務	荷主 ・事業者の努力義務
	報告義務等対象者 特定事業者等 (エネルギー使用量1,500k ℓ /年以上) ・エネルギー管理者等の選任義務 ・中長期計画の提出義務 ・エネルギー使用状況等の定期報告義務	特定貨物/旅客輸送事業者 (保有車両トラック200台以上等) ・中長期計画の提出義務 ・エネルギー使用状況等の定期報告義務	特定荷主 (年間輸送量3,000万ト以上) ・中長期計画の提出義務 ・委託輸送に係るエネルギー使用状況等の定期報告義務
使用者への間接規制	機械器具等 製造事業者等 (生産量等が一定以上) ・自動車、家電製品や建材等32品目のエネルギー消費効率の目標を設定し、製造事業者等に達成を求める	一般消費者への情報提供 家電等の小売事業者やエネルギー小売事業者 ・消費者への情報提供(努力義務)	

※建築物に関する規定は、2017年度より建築物省エネ法に移行

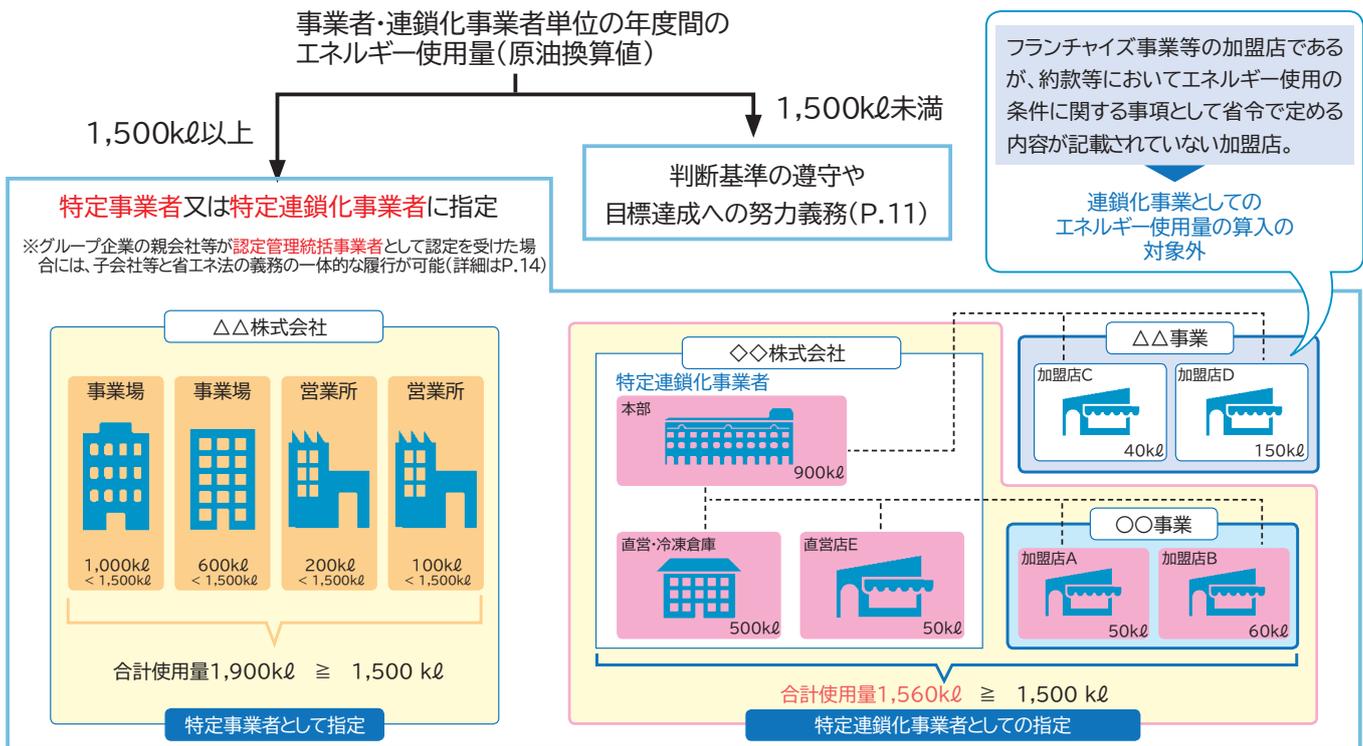
2 工場等に係る措置

②-① 規制の対象となる事業者

事業者^{注1}全体のエネルギー使用量(原油換算値)が合計して1,500kℓ/年度以上である場合は、そのエネルギー使用量を国に届け出て、特定事業者の指定を受ける必要があります。

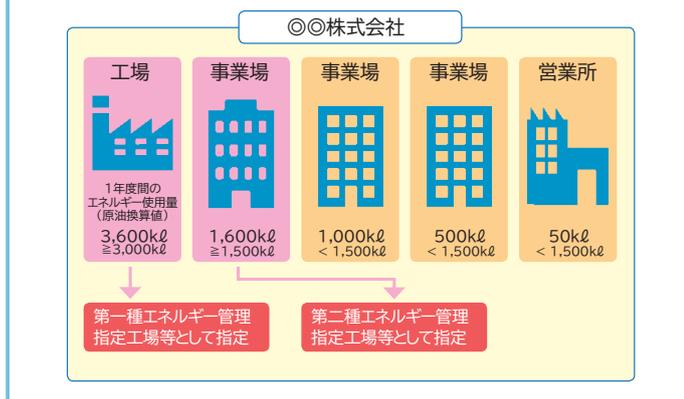
フランチャイズチェーン事業等の本部とその加盟店との間の約款等の内容が、経済産業省令で定める条件に該当する場合は、その本部が連鎖化事業者^{注2}となり、加盟店を含む事業全体のエネルギー使用量(原油換算値)が合計して1,500kℓ/年度以上の場合には、その使用量を本部が国に届け出て、本部が特定連鎖化事業者の指定を受ける必要があります。

また、個別の工場や事業場等の単位でエネルギー使用量が1,500kℓ/年度以上である場合は、各々がエネルギー管理指定工場等の指定を受ける必要があります。



さらに工場・事業場単位で
年度間のエネルギー使用量が1,500kℓ以上の場合

各工場・事業場を
第一種エネルギー管理指定工場等(3,000kℓ~)
第二種エネルギー管理指定工場等(1,500kℓ~3,000kℓ)
に指定^{注3}



注1：事業者の範囲

事業者の範囲は、法人格が基本となります。したがって、子会社、関連会社、協力会社、特殊会社等はいずれも別法人であるため、別事業者として扱われます。

注2：連鎖化事業者

定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業を行っており、次の(1)及び(2)の両方の事項を加盟店との約款等^{*}で満たしている事業者をいいます(エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(以下「施行規則」という。)第39条)。

- (1)本部が加盟店に対し、加盟店のエネルギーの使用の状況に関する報告をさせることができること。
- (2)加盟店の設備に関し、以下のいずれかを指定していること。
 - 空気調和設備の機種、性能又は使用方法
 - 冷凍機器又は冷蔵機器の機種、性能又は使用方法
 - 照明器具の機種、性能又は使用方法
 - 調理用機器又は加熱用機器の機種、性能又は使用方法

※本部が定めた方針又は行動規範、マニュアル等を遵守するといった定めが約款等に規定されている場合において、当該方針、行動規範又はマニュアル等に(1)及び(2)の条件が規定されている場合についても同様に連鎖化事業者として扱われます。

②-② 事業者の義務

(1) 事業者の義務内容

事業者全体のエネルギー使用量（原油換算値）が1,500kℓ/年度以上であり、特定事業者又は特定連鎖化事業者に指定並びに認定管理統括事業者に認定された事業者は、以下の義務、目標が課せられます。

また、エネルギー管理指定工場等に指定された工場・事業場等については、個別に下記の義務が課せられます。

● 事業者全体としての義務

年間エネルギー使用量 (原油換算値 kℓ)		1,500 kℓ/年度以上	1,500 kℓ/年度 未滿
事業者の区分		特定事業者、特定連鎖化事業者 又は認定管理統括事業者(管理関係事業者を含む)	-
事業者の義務	選任すべき者	エネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者	-
	提出すべき書類	エネルギー使用状況届出書(指定時のみ) エネルギー管理統括者等の選解任届出書(選解任時のみ) 定期報告書(毎年度)及び中長期計画書(原則毎年度)	-
	取り組むべき事項	判断基準に定めた措置の実践(管理標準の設定、省エネ措置の実施等)(P.11) 指針に定めた措置の実践(燃料転換、稼動時間の変更等)(P.12)	
事業者の目標		中長期的にみて年平均1%以上のエネルギー消費原単位 又は電気需要平準化評価原単位の低減(P.11)	
行政によるチェック		指導・助言、報告徴収・立入検査、合理化計画の作成指示への対応 (指示に従わない場合、公表・命令等)(P.10)	指導・助言への対応

● エネルギー管理指定工場等ごとの義務

年間エネルギー使用量 (原油換算値 kℓ)	3,000 kℓ/年度以上		1,500 kℓ/年度以上 ~3,000 kℓ/年度未滿	1,500 kℓ/年度 未滿
指定区分	第一種 エネルギー管理指定工場等 ^{注3}		第二種 エネルギー管理指定工場等 ^{注3}	指定なし
事業者の区分	第一種特定事業者 ^{注3}		第二種特定事業者 ^{注3}	-
業種	製造業等5業種 (鉱業、製造業、電気供給業、 ガス供給業、熱供給業) ※事務所を除く	第一種指定事業者 ^{注3} 左記業種の事務所 左記以外の業種 (ホテル、病院、学校等)	全ての業種	全ての業種
選任すべき者	エネルギー管理者	エネルギー管理員	エネルギー管理員	-
提出すべき書類	定期報告書(指定表の提出が必要)			-

注3：指定区分・事業者区分の名称

「エネルギー管理指定工場等ごとの義務」の表のうち、指定区分・事業者の区分に記載されている用語は、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者及び管理関係事業者においては下表の通り読み替える。

特定事業者	第一種(第二種)エネルギー管理指定工場等	第一種(第二種)特定事業者	第一種指定事業者
特定連鎖化事業者	第一種(第二種)連鎖化エネルギー管理指定工場等	第一種(第二種)特定連鎖化事業者	第一種指定連鎖化事業者
認定管理統括事業者	第一種(第二種)管理統括エネルギー管理指定工場等	第一種(第二種)認定管理統括事業者	第一種指定管理統括事業者
管理関係事業者	第一種(第二種)管理関係エネルギー管理指定工場等	第一種(第二種)管理関係事業者	第一種指定管理関係事業者

(2) 提出書類及び提出期限一覧

特定事業者、特定連鎖化事業者及び認定管理統括事業者及び管理関係事業者★が提出すべき各種提出書類と提出期限をまとめると以下のとおりです。

●提出書類及び提出期限

様式名称		摘要	提出期限※
エネルギー使用状況届出書	様式第1	事業者の前年度のエネルギー使用量が原油換算で1,500kℓ以上である場合に提出(既に指定されている事業者は提出不要)	5月末日
特定事業者(特定連鎖化事業者)指定取消届出書	様式第2	事業者が事業を行わなくなった場合、又は年度のエネルギー使用量が1,500kℓ未満となることが明らかである場合に提出	随時
★ 第一種(第二種)エネルギー管理指定工場等 ^{注3} 指定取消届出書	様式第5	エネルギー管理指定工場等が事業を行わなくなった場合(廃止、移転、譲渡、分社等)、又は年度のエネルギー使用量が3,000kℓ(第一種)又は1,500kℓ(第二種)未満となることが明らかである場合に提出	随時
エネルギー管理統括者(企画推進者)選任・解任届出書	様式第4	エネルギー管理統括者(企画推進者)を選任・解任した場合に提出	事由が生じた日以降の7月末日
★ エネルギー管理者(管理員)選任・解任届出書	様式第7	エネルギー管理者(管理員)を選任・解任した場合、事業者がとりまとめて提出(選任・解任数が多い場合一覧表を添付することも可)	事由が生じた日以降の7月末日
中長期計画書	様式第8	事業者全体の省エネ取組に関する計画をとりまとめて提出 省エネ取組が優良な事業者は、一定の条件を満たせば提出が免除(詳細はP.10)	原則毎年度7月末日
定期報告書	様式第9	事業者全体及びエネルギー管理指定工場等のエネルギー使用量等の情報を記載し提出	毎年度7月末日

※「行政機関の休日に関する法律」に基づき、提出期限が行政機関の休日にあたる場合、行政機関の休日の翌日を期限とみなします。

★は管理関係事業者も提出が必要な書類

●各種書類の提出方法

上記の書類は、書面によるほか、省エネ法・温対法電子報告システム等を通じたオンライン申請等により提出することができます。オンライン申請は、複数の提出先に対する印刷や郵送が不要であり、システムを介した不備是正等も可能です。可能な限りオンライン申請の活用を御検討ください。以下の書類の事前提出が必要となります。

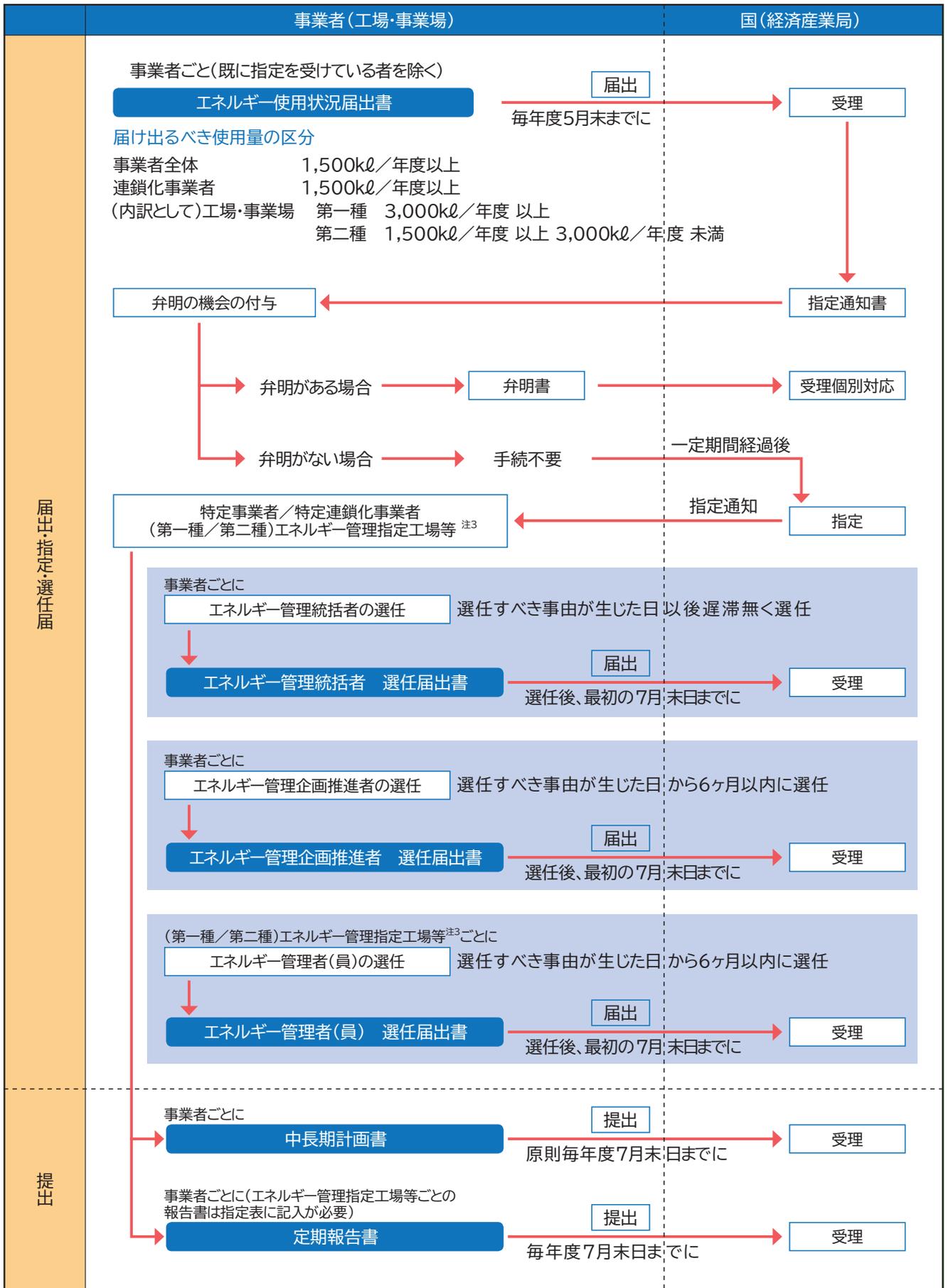
名称	摘要	備考
電子情報処理組織使用届 様式第43	オンライン申請を利用しようとする場合(初回のみ)	受理後、ID・パスワード等を付与

省エネ法・温対法電子報告システムの利用方法はこちらをご覧ください。

<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/system>

省エネポータルサイト(P.38)『定期報告書、中長期計画書の作成とベンチマーク制度』、『様式ダウンロードページ』を参照

(3) 各種届出等のフロー



※認定管理統括事業者の場合にも上記フローに準ずる。

(4) エネルギー管理統括者等の選任・資格要件及び選任数

● エネルギー管理統括者等の役割、選任・資格要件、選任時期

選任すべき者	役割		選任・資格要件	選任時期
	事業者単位のエネルギー管理	工場等単位のエネルギー管理		
エネルギー管理統括者	①経営的視点を踏まえた取組の推進 ②中長期計画のとりのまとめ ③現場管理に係る企画立案、実務の統制	-	事業経営の一環として、事業者全体の鳥瞰的なエネルギー管理を行い得る者 (役員クラスを想定)	選任すべき事由が生じた日以後遅滞なく選任
エネルギー管理企画推進者	エネルギー管理統括者を実務面から補佐	-	エネルギー管理士 ^{注4} 又はエネルギー管理講習修了者 ^{注5}	選任すべき事由が生じた日から6ヶ月以内に選任
エネルギー管理者	-	第一種エネルギー管理指定工場等に係る現場管理(第一種指定事業者を除く) ^{注3}	エネルギー管理士 ^{注4}	
エネルギー管理員	-	第一種エネルギー管理指定工場等に係る現場管理(第一種指定事業者の場合) ^{注3} 第二種エネルギー管理指定工場等に係る現場管理 ^{注3}	エネルギー管理士 ^{注4} 又はエネルギー管理講習修了者 ^{注5}	

● エネルギー管理統括者等の選任数

選任すべき者	事業者の区分		選任数	
エネルギー管理統括者	特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者		1人	
エネルギー管理企画推進者	特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者		1人	
エネルギー管理者	工場等(製造5業種) (第一種エネルギー管理指定) (第一種特定事業者を除く) (第二種指定事業者を除く) ^{注3}	①コークス製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業の場合	10万kℓ/年度以上	2人
			10万kℓ/年度未満	1人
		②製造業(コークス製造業を除く)、 鋳業の場合	10万kℓ/年度以上	4人
			5万kℓ/年度以上10万kℓ/年度未満	3人
			2万kℓ/年度以上5万kℓ/年度未満	2人
			2万kℓ/年度未満	1人
エネルギー管理員	第一種指定事業者(第一種エネルギー管理指定工場等(製造5業種以外)) ^{注3}		1人	
	第二種特定事業者(第二種エネルギー管理指定工場等) ^{注3}		1人	

エネルギー管理統括者等は、一定の条件を満たす場合に限り、兼任、外部委託を認めています。
省エネポータルサイト(P.38)『特定事業者向け情報』を参照

注4：エネルギー管理士の免状を取得するためには、エネルギー管理士試験に合格するかエネルギー管理研修を修了することが必要です。

- エネルギー管理士免状の所有者をエネルギー管理士といひ、エネルギー管理者等に選任することができます。
- エネルギー管理士免状は、以下のいずれかに該当する者が、免状交付申請を行うことにより交付を受けられます。

- ①指定試験機関が実施する「エネルギー管理士試験」に合格し、1年以上の実務経験がある者
- ②実務経験3年以上の者で登録研修機関が実施する「エネルギー管理研修」を修了した者

注5：エネルギー管理講習の修了者は、エネルギー管理企画推進者、エネルギー管理員に選任することができます。

- 指定講習機関が実施するエネルギー管理講習の修了者は、エネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理員として選任することができます。
- エネルギー管理講習は、受講資格に制限がなく、誰でも受講できます。
- 事業者は、エネルギー管理講習修了者の中からエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理員を選任している場合には、当該者に定期的*に資質向上講習を受講させなければなりません(*講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して3年。ただし、講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して2年を超えた日以降に選任した場合は、選任した日の属する年度の翌年度)。

(5) 定期報告書

特定事業者、特定連鎖化事業者及び認定管理統括事業者は、毎年度のエネルギーの使用の状況等について、翌年度7月末日までに事業者の主たる事務所（通常は本社）の所在地を管轄する経済産業局及び当該事業者が設置している全ての工場等に係る事業の所管省庁に「定期報告書」を提出しなければなりません。

- 定期報告書では、エネルギー使用量、エネルギー消費原単位及び電気需要標準化評価原単位とそれらの推移、エネルギーを消費する設備の状況、判断基準の遵守状況等を報告します（P. 19～P. 34参照）。
- エネルギー使用量の算出に当たっては、燃料の使用量、他人から供給された熱及び電気の使用量が対象になり、これを原油換算 $k\ell$ で合算します。
- エネルギー消費原単位の算出に当たっては、エネルギー使用量から、外販したエネルギー量及び購入した未利用熱量を差し引いた値をエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値で除します。
- 電気需要標準化評価原単位の算出に当たっては、電気需要標準化時間帯の買電量に評価係数 α （=1.3）-1を乗じたものを、上記エネルギー使用量に加え、外販したエネルギー量及び購入した未利用熱量を引き、エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値で除します。
- 定期報告書に記入するエネルギー消費原単位を計算する際の分母の変更は、エネルギー消費原単位の分母の変更が必要となる合理的な理由を明記し、原則当該年度を含む過去5年度分の新旧単位による対比表を作成して、管轄の経済産業局と相談してください（特定-第3表、第4表 指定-第4表、第5表、第6表関係）。

エネルギー消費原単位 = (A - B - B') / C

A = エネルギー使用量（燃料の使用量、他人から供給された熱の使用量、他人から供給された電気の使用量）

B = 外販したエネルギー量 B' = 購入した未利用熱量

C = エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値

（例：生産数量、売上高、建物床面積、入場者数、外来者数、ベッド数×稼働率 等）

※「A」、「B」、「B'」は原油換算値 $k\ell$ として計算。

電気需要標準化評価原単位 = {A + a × (評価係数 α - 1) - B - B'} / C

A = エネルギー使用量（燃料の使用量、他人から供給された熱の使用量、他人から供給された電気の使用量）

a = 電気需要標準化時間帯の買電量

評価係数 α = 1.3

B = 外販したエネルギー量 B' = 購入した未利用熱量

C = エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値

（例：生産数量、売上高、建物床面積、入場者数、外来者数、ベッド数×稼働率 等）

※「A」、「a」、「B」、「B'」は原油換算値 $k\ell$ として計算。

「エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（C）」の設定例

製造部門	非製造部門（業務部門）
生産量	延床面積
生産台数	従業員数
稼働時間	施設稼働率
生産金額	施設稼働時間
生産量×稼働時間	延床面積×設備稼働率

定期報告書作成支援ツールは、省エネポータルサイト（P.38）『定期報告書、中長期計画の作成とベンチマーク制度』を参照

(6) 産業トップランナー制度（ベンチマーク制度）

ベンチマークとは、特定の業種・分野について、当該業種等に属する事業者が、中長期的に達成すべき省エネ基準（ベンチマーク）です。省エネの状況が他社と比較して進んでいるか遅れているかを明確にし、進んでいる事業者を評価するとともに、遅れている事業者には更なる努力を促すため、各業界で全体の約1～2割の事業者のみが満たす水準を、事業者が目指すべき水準として設定しています。

区分	事業	ベンチマーク指標	目指すべき水準
1A	高炉による製鉄業	粗鋼量当たりのエネルギー使用量	0.531kℓ/t以下
1B	電炉による普通鋼製造業	炉外製錬工程通過の有無を補正した上工程の原単位（粗鋼量当たりのエネルギー使用量）と製造品種の違いを補正した下工程の原単位（圧延量当たりのエネルギー使用量）の和	0.143kℓ/t以下 [0.150kℓ/t以下]
1C	電炉による特殊鋼製造業	炉容量の違いを補正した上工程の原単位（粗鋼量当たりのエネルギー使用量）と一部工程のエネルギー使用量を控除した下工程の原単位（出荷量当たりのエネルギー使用量）の和	0.360kℓ/t以下
2	電力供給業	火力発電効率A指標 火力発電効率B指標	A指標:1.00以上 B指標:44.3%以上
3	セメント製造業	原料工程、焼成工程、仕上げ工程、出荷工程等それぞれの工程における生産量（出荷量）当たりのエネルギー使用量の和	3,739MJ/t以下
4A	洋紙製造業	洋紙製造工程の洋紙生産量当たりのエネルギー使用量	6,626MJ/t以下 再エネ使用率 72%未満: (-23,664×(再エネ使用率)+23,664) MJ/t以下 再エネ使用率 72%以上: 6,626 MJ/t以下
4B	板紙製造業	製造品種の違いを補正した板紙製造工程の板紙生産量当たりのエネルギー使用量	4,944MJ/t以下
5	石油精製業	石油精製工程の標準エネルギー使用量（当該工程に含まれる装置ごとの通油量に適切であると認められる係数を乗じた値の和）当たりのエネルギー使用量	0.876以下
6A	石油化学系基礎製品製造業	エチレン等製造設備におけるエチレン等の生産量当たりのエネルギー使用量	11.9GJ/t以下
6B	ソーダ工業	電解工程の電解槽払出力セイソーダ重量当たりのエネルギー使用量と濃縮工程の液体カセイソーダ重量当たりの蒸気使用熱量の和	3.22GJ/t以下
7A	通常コンビニエンスストア業	当該事業を行っている店舗における電気使用量の合計量を当該店舗の売上高の合計にて除した値	845KWh/百万円以下 [707kWh/百万円以下]
7B	小型コンビニエンスストア業	当該事業を行っている店舗における電気使用量の合計量を当該店舗の売上高の合計にて除した値	308kWh/百万円以下
8	ホテル業	当該事業を行っているホテルのエネルギー使用量を当該ホテルと同じ規模、サービス、稼働状況のホテルの平均的なエネルギー使用量で除した値	0.723以下
9	百貨店業	当該事業を行っている百貨店のエネルギー使用量を当該百貨店と同じ規模、売上高の百貨店の平均的なエネルギー使用量で除した値	0.792以下
10	食料品スーパー業	当該事業を行っている店舗のエネルギー使用量を当該店舗と同じ規模、稼働状況、設備状況の店舗の平均的なエネルギー使用量で除した値	0.799以下
11	ショッピングセンター業	当該事業を行っている施設におけるエネルギー使用量を延床面積にて除した値	0.0305kℓ/m ² 以下
12	貸事務所業	当該事業を行っている事務所において省エネポテンシャル推計ツールによって算出される省エネ余地 [当該事業を行っている事業所における延床面積あたりのエネルギー使用量を面積区分ごとに定める基準値で除した値]	15.0%以下 [1.00以下]
13	大学	当該事業を行っているキャンパスにおける当該事業のエネルギー使用量を、当該キャンパスと同じ学部構成の大学の平均的なエネルギー使用量にて除した値	0.555以下
14	パチンコホール業	当該事業を行っている店舗におけるエネルギー使用量を当該パチンコホールと同じ規模、遊技機台数、年間営業時間のパチンコホールの平均的なエネルギー使用量にて除した値	0.695以下
15	国家公務	当該事業を行っている事業所における当該事業のエネルギー使用量を当該事務所と同じ面積、職員数の事業所の平均的なエネルギー使用量で除した値	0.700以下

産業トップランナー制度（ベンチマーク制度）の最新情報は、省エネポータルサイト（P.38）『定期報告書、中長期計画の作成とベンチマーク制度』を参照

※緑字は2022年4月1日から運用開始予定（2022年度の定期報告におけるベンチマーク指標及び目標。[]は置き換えを示す）

※橙字は2020年4月1日から運用開始

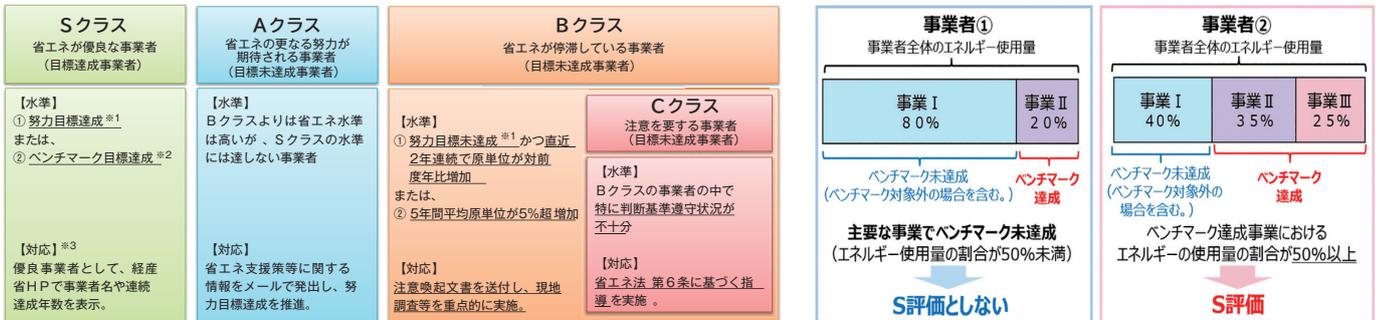
(7) 事業者クラス分け評価制度

提出された定期報告書等の内容を確認し、事業者をS（優良事業者）・A（一般事業者）・B（停滞事業者）へクラス分けします。Sクラスの事業者は、優良事業者として経済産業省のホームページで公表されます。

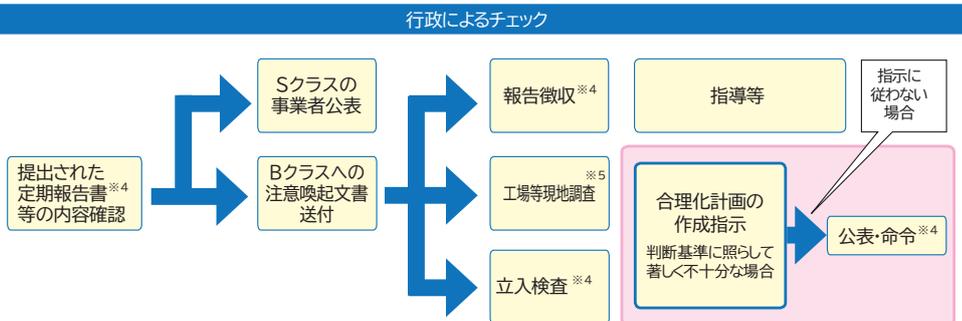
Bクラスの事業者については判断基準の遵守状況、エネルギー消費原単位、電気需要平準化評価原単位の推移等について確認するため、「報告徴収」、「立入検査」、「工場等現地調査」が行われる場合があります。また、報告徴収、工場等現地調査、立入検査の結果、判断基準遵守状況が不十分と判断された場合、Cクラス（要注意事業者）となり指導等が行われます。

エネルギーの使用の合理化の状況が判断基準に照らして著しく不十分であると認められた場合には「合理化計画の作成指示」が行われます。

ベンチマーク達成によるS評価



- ※1 努力目標：5年度間平均エネルギー消費原単位を年1%以上低減すること。
- ※2 ベンチマーク目標：ベンチマーク制度の対象業種・分野において設定された、事業者が中長期的に目指すべき水準。
- ※3 定期報告書、中長期計画書の提出遅延を行った事業者は、Sクラス事業の公表・優遇措置の対象外として取り扱いいます。



- ※4 定期報告書による報告若しくは報告徴収に係る報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合は、50万円以下の罰金。命令に従わない場合は100万円以下の罰金。
- ※5 工場等現地調査とは、特定事業者を訪問してエネルギーの使用の合理化に関する状況等の調査・確認を行うことによりエネルギーの使用の合理化の徹底を図るものです。調査は、資源エネルギー庁からの委託により実施されます。

(8) 中長期計画書

特定事業者、特定連鎖化事業者及び認定管理統括事業者は、毎年度、判断基準に基づくエネルギー使用合理化の目標達成のための中長期（3～5年）的な計画を作成し、毎年度7月末日までに事業者の主たる事務所（本社）所在地を管轄する経済産業局及び当該事業者が設置している全ての工場等に係る事業の所管省庁に「中長期計画書（P.18参照）」を提出しなければなりません。

■中長期計画の提出免除

省エネ取組の優良事業者については、中長期計画の提出頻度が軽減されます。具体的には、工場等規制においては、直近過去2年度以上連続でS評価の場合、翌年度以降、最後に提出した中長期計画の計画期間内（5年が上限）は、S評価を継続している限りにおいて、中長期計画の提出を免除します。中長期計画の提出頻度の軽減の条件を満たしている事業者であっても、中長期計画を提出することは可能です。

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
定期報告書の評価	A	S	S	S	S	S
中長期計画書	提出	提出	提出 (免除申請)	免除	免除	提出

中長期計画の計画期間3年の場合
(2022年度～2024年度)

■中長期計画作成指針

中長期計画作成指針は、「専ら事務所」、「製造業」、「鉱業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業」、「上水道業、下水道業及び廃棄物処理業」の4種類の業種に対し作成・制定されており、中長期計画の作成における具体的な検討対象として、各特定事業者等が投資をすべき設備等が掲げられています。

省エネポータルサイト（P.38）『定期報告書、中長期計画書の作成とベンチマーク制度』を参照

(9) 事業者が遵守すべき判断基準

●判断基準とは (工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準 (平成21年3月31日経済産業省告示第66号))

判断基準とは、エネルギーを使用し事業を行う全ての事業者が、エネルギーの使用の合理化を適切かつ有効に実施するために必要な判断の基準となるべき事項を告示として公表したものです。

各事業者はこの判断基準に基づき、エネルギー消費設備ごとや省エネルギー分野ごとに、運転管理や計測・記録、保守・点検、新設・更新に当たっての措置のうち、該当するものについて管理基準を定め、これに基づきエネルギーの使用の合理化に努めなければなりません。

判断基準は基準部分と目標部分で構成されています。概要は以下のとおりです。

I 基準部分	<p>I-1 全ての事業者が取り組むべき事項： 事業者及び連鎖化事業者が工場等全体を俯瞰して取り組むべき事項として以下の(1)~(8)までの8項目を規定</p> <p>(1) 取組方針 (目標、設備の運用・新設・更新) の策定 (4) 省エネに必要な資金・人材の確保 (2) 管理体制の整備 (5) 従業員に対する取組方針の周知、省エネ教育の実施 (3) 責任者等の配置等 (6) 取組方針の遵守状況を確認・評価・改善指示 ① 責任者の責務 (7) 取組方針及び遵守状況の評価手法の定期的な精査・変更 ② 責任者を補佐する者の責務 (8) 取組方針や管理体制等の文書管理による状況把握 ③ 現場実務を管理する者の責務</p>												
	<p>I-2 1 工場単位、設備単位での基本的実施事項：</p> <p>(1) 生産性向上を通じたエネルギーの使用の合理化 (4) 既存設備の老朽化の状況の把握・分析等 (2) エネルギー管理に係る計量器等の整備 (5) エネルギー効率の高い機器の導入と余裕度の最適化 (3) エネルギー多消費設備の廃熱等の把握・分析等 (6) エネルギー使用の最小化</p>												
	<p>I-2 2 エネルギー消費設備等に関する事項</p> <p>2-1 事務所：主要な設備について、その管理、計測・記録、保守・点検、新設・更新に当たっての措置の基準を規定</p> <table border="1"> <tr> <td>(1) 空気調和設備、換気設備</td> <td>(5) 発電専用設備、コージェネレーション設備</td> </tr> <tr> <td>(2) ボイラー設備、給湯設備</td> <td>(6) 事務用機器、民生用機器</td> </tr> <tr> <td>(3) 照明設備、昇降機、動力設備</td> <td>(7) 業務用機器</td> </tr> <tr> <td>(4) 受変電設備、BEMS</td> <td>(8) その他</td> </tr> </table>	(1) 空気調和設備、換気設備	(5) 発電専用設備、コージェネレーション設備	(2) ボイラー設備、給湯設備	(6) 事務用機器、民生用機器	(3) 照明設備、昇降機、動力設備	(7) 業務用機器	(4) 受変電設備、BEMS	(8) その他				
(1) 空気調和設備、換気設備	(5) 発電専用設備、コージェネレーション設備												
(2) ボイラー設備、給湯設備	(6) 事務用機器、民生用機器												
(3) 照明設備、昇降機、動力設備	(7) 業務用機器												
(4) 受変電設備、BEMS	(8) その他												
	<p>2-2 工場等：エネルギーの使用に係る各過程について、その管理、計測・記録、保守・点検、新設・更新に当たっての措置の基準を規定</p> <table border="1"> <tr> <td>(1) 燃料の燃焼の合理化</td> <td>(4) 熱の動力等への変換の合理化</td> </tr> <tr> <td>(2) 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化</td> <td>(5) 放射、伝導、抵抗等によるエネルギーの損失の防止</td> </tr> <tr> <td>(3) 廃熱の回収利用</td> <td>(6) 電気、熱等への変換の合理化</td> </tr> </table>	(1) 燃料の燃焼の合理化	(4) 熱の動力等への変換の合理化	(2) 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化	(5) 放射、伝導、抵抗等によるエネルギーの損失の防止	(3) 廃熱の回収利用	(6) 電気、熱等への変換の合理化						
(1) 燃料の燃焼の合理化	(4) 熱の動力等への変換の合理化												
(2) 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化	(5) 放射、伝導、抵抗等によるエネルギーの損失の防止												
(3) 廃熱の回収利用	(6) 電気、熱等への変換の合理化												
II 目標部分	<p><前段></p> <p>●事業者及び連鎖化事業者が中長期的に努力し、計画的に取り組むべき事項について規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ●設置している工場全体として又は工場等ごとに、エネルギー消費原単位又は電気需要平準化評価原単位を中長期的にみて年平均1%以上低減の努力 ●ベンチマーク達成に向けての努力 ●ISO50001の活用の検討 等 												
	<p>1-1 事務所：主要な設備について、事業者として検討、実施すべき事項を規定</p> <table border="1"> <tr> <td>(1) 空気調和設備</td> <td>(5) 照明設備</td> <td>(6) 昇降機</td> </tr> <tr> <td>(2) 換気設備</td> <td>(7) BEMS</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) ボイラー設備</td> <td>(8) コージェネレーション設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 給湯設備</td> <td>(9) 電気使用設備</td> <td></td> </tr> </table>	(1) 空気調和設備	(5) 照明設備	(6) 昇降機	(2) 換気設備	(7) BEMS		(3) ボイラー設備	(8) コージェネレーション設備		(4) 給湯設備	(9) 電気使用設備	
	(1) 空気調和設備	(5) 照明設備	(6) 昇降機										
(2) 換気設備	(7) BEMS												
(3) ボイラー設備	(8) コージェネレーション設備												
(4) 給湯設備	(9) 電気使用設備												
<p>1-2 工場等：主要な設備について、事業者として検討、実施すべき事項を規定</p> <table border="1"> <tr> <td>(1) 燃焼設備</td> <td>(5) 電気使用設備</td> </tr> <tr> <td>(2) 熱利用設備</td> <td>(6) 空気調和設備、給湯設備、換気設備、昇降機等</td> </tr> <tr> <td>(3) 廃熱回収装置</td> <td>(7) 照明設備</td> </tr> <tr> <td>(4) コージェネレーション設備</td> <td>(8) FEMS</td> </tr> </table>	(1) 燃焼設備	(5) 電気使用設備	(2) 熱利用設備	(6) 空気調和設備、給湯設備、換気設備、昇降機等	(3) 廃熱回収装置	(7) 照明設備	(4) コージェネレーション設備	(8) FEMS					
(1) 燃焼設備	(5) 電気使用設備												
(2) 熱利用設備	(6) 空気調和設備、給湯設備、換気設備、昇降機等												
(3) 廃熱回収装置	(7) 照明設備												
(4) コージェネレーション設備	(8) FEMS												
	<p>2. その他エネルギーの使用の合理化に関する事項</p> <p>(1) 熱エネルギーの効率的利用のための検討 (4) エネルギーサービス事業者の活用 (2) 未利用エネルギー・再生可能エネルギー等の活用 (5) IoT・AI等の活用 (3) 連携省エネルギーの取組 (6) エネルギーの使用の合理化に関するツールや手法の活用</p>												

『工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準 (平成21年経済産業省告示第66号)』の詳細は省エネポータルサイト (P.38) 『省エネ法の概要』の中の『省エネ関連法令』を参照

(10) 工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針

●工場等における指針とは

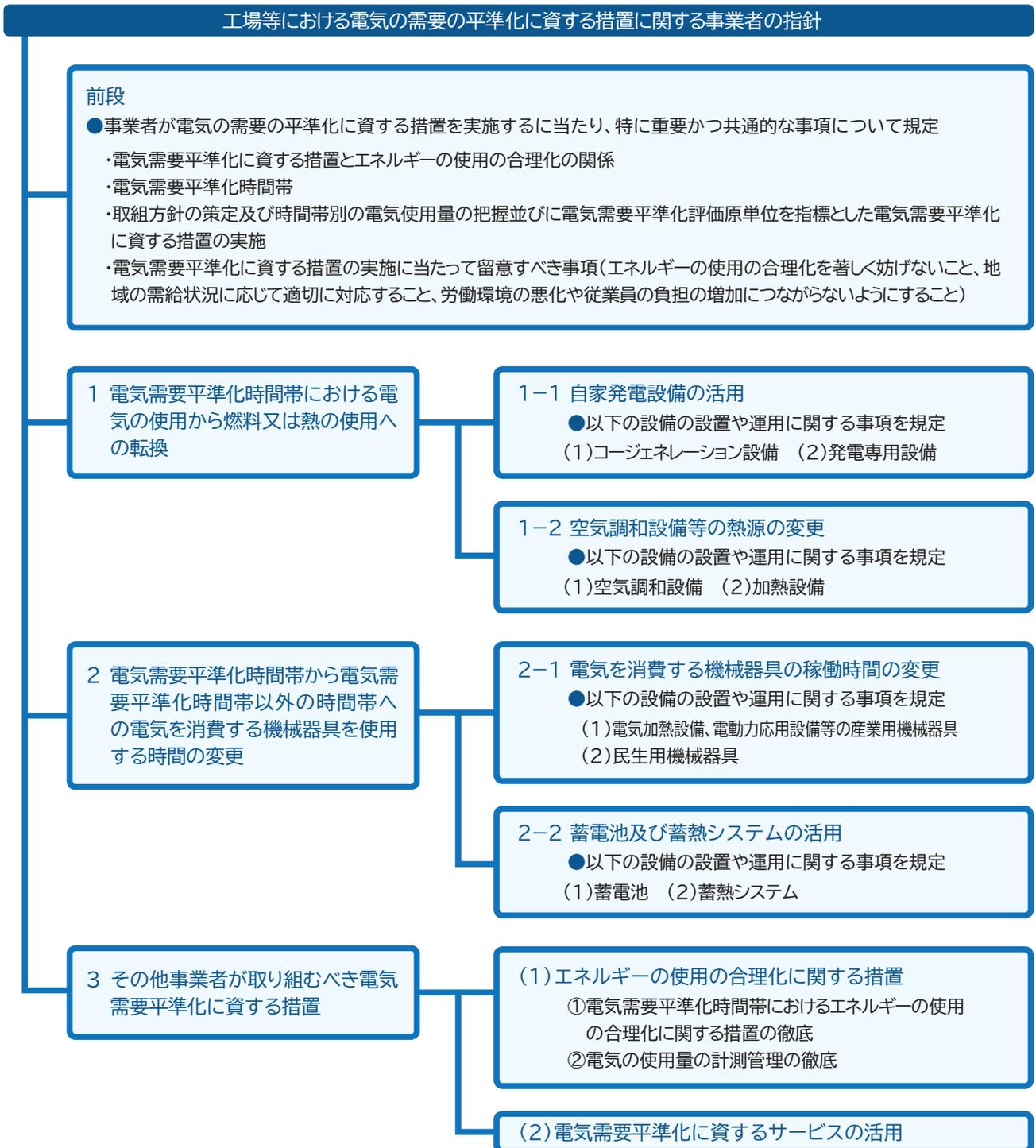
(工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針(平成25年12月27日経済産業省告示第271号))

工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針(以下「指針」という。)とは、電気を使用して事業を行う事業者が、電気の需要の平準化に資する措置を適切かつ有効に実施するために取り組むべき措置を告示として公表したものです。

指針において、電気の需要の平準化を推進する必要があると認められる時間帯(電気需要平準化時間帯)を、7月1日から9月30日及び12月1日から3月31日までの8~22時までと定めています(全国一律)。

各事業者はこの指針に基づき、電気需要平準化時間帯における電気の使用から燃料又は熱の使用への転換や電気需要平準化時間帯から電気需要平準化時間帯以外の時間帯への電気を消費する機械器具を使用する時間の変更などの電気の需要の平準化に資する取組に努めなければなりません。

●指針の構成



詳細は『工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針(平成25年経済産業省告示第271号)』(下記URL)を参照
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/summary/

②-③ 連携省エネルギー計画の認定制度

● 制度の概要

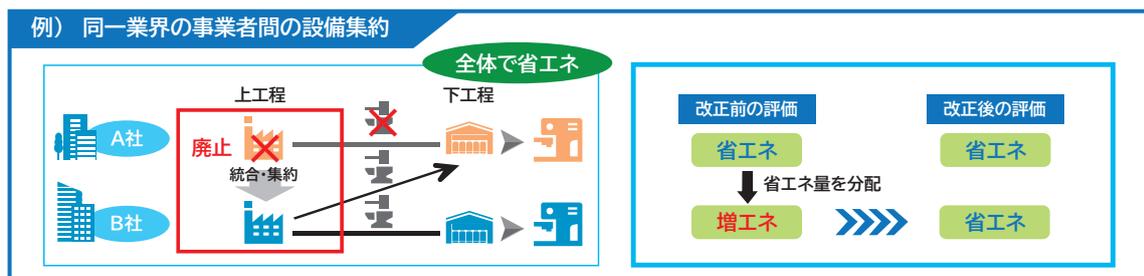
連携省エネルギー計画の認定制度とは、複数の事業者が連携して省エネ取組（連携省エネルギー措置）を行う場合に、省エネ法の定期報告書において連携による省エネ量を事業者間で分配して報告することができる制度です。制度を利用するためには、「連携省エネルギー計画」を作成の上、経済産業大臣又は経済産業局長に提出し、認定を受ける必要があります。

制度を利用しない場合

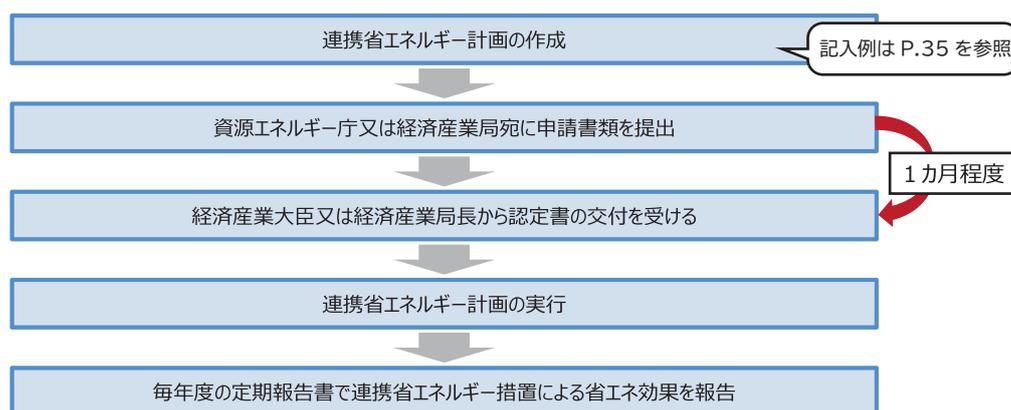
エネルギーの使用の状況等を企業単位で報告するため、連携による省エネ取組を行っても、効果が適切に評価されない。

制度を利用すると・・・

連携による省エネ量を企業間で分配して報告可能に。



● 制度活用の流れ



※既に行っている連携省エネ取組についても、認定を受けることが可能です。

※計画を変更する場合は、変更の認定を受ける必要があります。ただし、名称や住所等の軽微な変更の場合は、変更の認定は不要です。

● 認定基準

認定を受けるためには、連携省エネルギー計画が「連携省エネルギー計画の作成のための指針」に照らして適切なものでなければなりません。

作成指針は、適確な計画の作成のために検討する事項を規定したものです。認定審査では、例えば以下の事項を審査します。

【省エネ目標】

- ・ 連携省エネルギー措置に係るエネルギー消費原単位が改善するか。

【計画の内容】

- ・ 連携省エネルギー計画に参加する全ての事業者が、連携省エネルギー措置の目標の達成に直接的に貢献しているか。
- ・ 連携省エネルギー措置の実施によって連携省エネルギー措置の目標が達成されるか。

【実施期間】

- ・ 実施期間中、継続的に連携省エネルギー措置が実施されるものであるか。

【省エネの配分方法】

- ・ 省エネの配分方法が、連携省エネルギー措置を行う事業者それぞれの貢献等の実態に即しているものとなっているか。

【計画の実現性】

- ・ 必要資金の調達に十分な見通しがっているか。

『連携省エネルギー計画申請の手引き』は省エネポータルサイト (P.38) 『連携省エネルギー参照計画、認定管理統括事業者の認定制度』を参照

②-④ 共同省エネルギー事業

●共同省エネルギー事業について

「共同省エネルギー事業」とは、事業者が他の者と共同でエネルギー使用の合理化を検討し実行することです。この事業の要件は「他の者のエネルギーの使用の合理化の推進に寄与すること」及び「我が国全体のエネルギーの使用の合理化に資すること」に該当することです。

●共同省エネルギー事業の報告

「共同省エネルギー事業」に該当した場合、事業者は定期報告書にその取組状況に係る書類を添付の上、報告することができます。また、定量化が可能な場合には、中立的な第三者の認証を受けた場合に限り、共同省エネルギー量についても報告することができます。

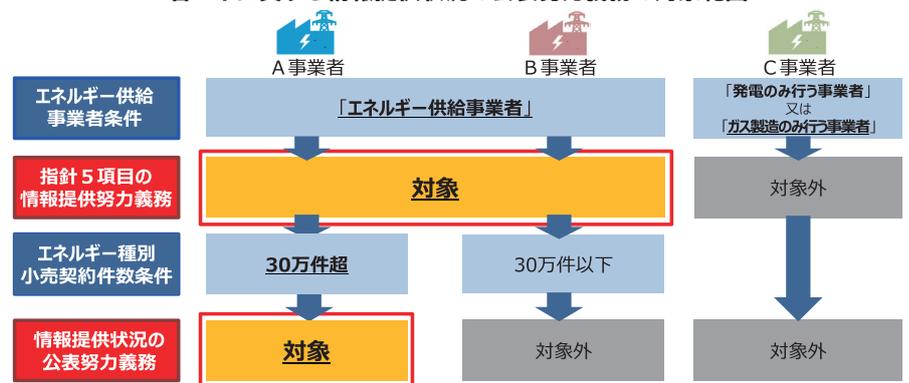
共同省エネルギー量

＝ 当該事業が実施されなかった場合のエネルギー使用量

－ 当該事業が実施された場合のエネルギー使用量

事業者が共同省エネルギー量を報告した際、当該事業者が自らの省エネルギー努力を十分に行っているにもかかわらず、エネルギー消費原単位が年平均1%以上低減できていなかったとしても、報告年度においてエネルギー消費原単位を年平均1%以上低減する際に必要となるエネルギー削減量見合い以上の共同省エネルギー量を報告する場合は、その状況を国として勘案・評価します。J-クレジット制度及び国内クレジット制度により認証を受けたクレジット

省エネに資する情報提供状況の公表努力義務の対象範囲



(省エネルギー分野のものに限る。)は、共同省エネルギー事業として定期報告書で報告することができます。また、電気・ガスの供給事業者であってエネルギー種別の小売契約件数が30万件を超える事業者は、一般消費者に対する省エネ情報提供の実施状況を公表するよう努めなければならないとしています。公表努力義務の対象事業者であって、特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者については、①情報提供の状況、②情報提供の実施状況に関する公表の状況、③エネルギーの使用の合理化の取組状況を表す指標を共同省エネルギー事業として定期報告書で報告を行ってください。なお、公表努力義務の対象外(小売契約件数が30万件を超えない)の電気・ガスの供給事業者であっても同様の報告が可能です。

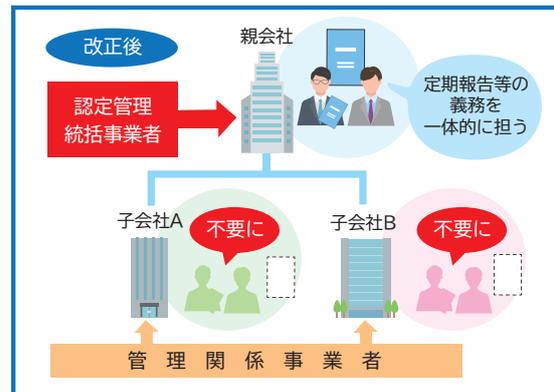
②-⑤ 認定管理統括事業者の認定制度

グループ企業の親会社等が、グループの一体的な省エネ取組を統括管理する者として認定を受けた場合、子会社等も含めて当該親会社等(認定管理統括事業者)による定期報告の提出等の義務の一体的な履行を認めます。

<工場・事業場規制の場合>

	改正前	改正後
定期報告・中長期計画の提出	全ての特定事業者等が報告・提出	認定管理統括事業者が一体的に提出 ※事業者クラス分け評価も一体的に実施
エネルギー管理統括者等の選任	全ての特定事業者等で選任	認定管理統括事業者においてのみ選任

※エネルギー管理者及びエネルギー管理員は引き続きエネルギー管理指定工場等ごとに選任することが必要



：エネルギー管理統括者



：エネルギー管理企画推進者



：定期報告及び中長期計画

● 制度活用の流れ



● 認定要件

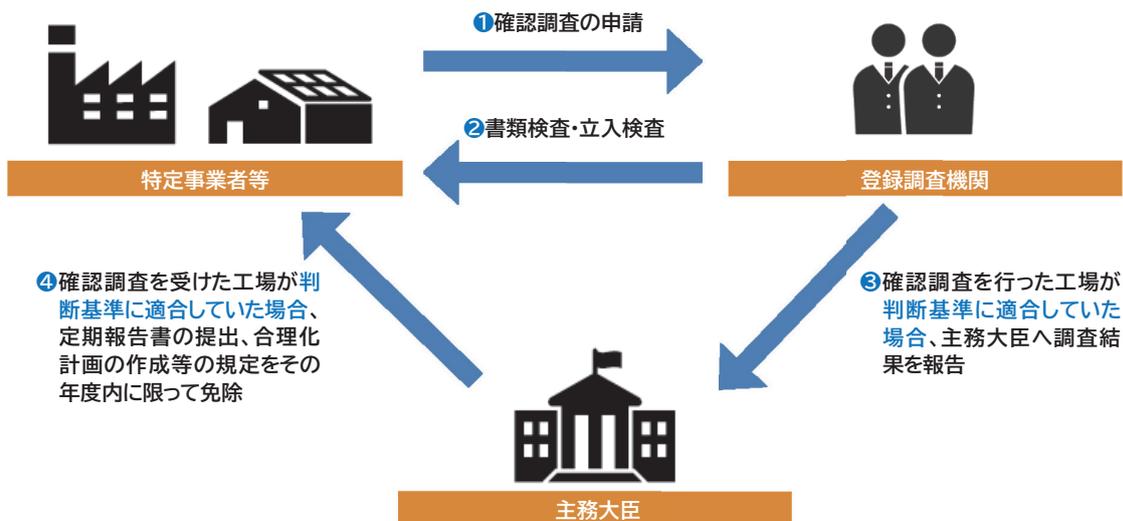
認定要件	具体的な基準
一定の資本関係等 (密接性)	「子会社」、「関連会社」及び「これらの会社と同等の関係を有する法人等」といった密接関係者であること
エネルギー管理の一体性	以下の内容をすべて含む書面化された「取決め」があること ① 工場等におけるエネルギーの使用の合理化の取組方針 ② 工場等におけるエネルギーの使用の合理化を行うための体制 ③ 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関するエネルギー管理の手法
エネルギー使用量	前年度のエネルギー使用量の合計が1,500kℓ以上

『認定管理統括事業者制度について』の詳細は省エネポータルサイト (P.38) 『連携省エネルギー参照計画、認定管理統括事業者の認定制度』を参照

②-⑥ 登録調査機関による確認調査制度

特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者 (以下「特定事業者等」という。) は、登録調査機関に確認調査申請書を提出し認定を受ければ、定期報告書の提出等が免除されます。

- ① 特定事業者等は、登録調査機関に確認申請を行います。
- ② 申請を受けた登録調査機関は、定期報告と同等の事項を、書類検査及び立入検査により、有料で確認調査します。
- ③ 確認調査の結果、省エネの取組が判断基準に照らして十分である (適合) と認めるときは、その旨の書面を交付し、主務大臣 (経済産業大臣と事業所管大臣) に対して確認調査の結果を報告します。
- ④ 書面を交付された特定事業者等については、その年度内に限り、定期報告書の提出や合理化計画の作成指示に関する規定等の適用が免除されます。



2021年1月現在6機関が登録されています。詳細は、以下のURLを参照
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/004/

3

各種提出書類記入例

エネルギー使用状況届出書 記入例

- 事業者全体（企業単位）としてのエネルギー使用量（原油換算値）の合計が1,500kℓ／年度以上であった場合には、その結果を翌年度5月末日までに、本社の所在地を管轄する経済産業局に「エネルギー使用状況届出書」を提出してください。
- 個別の工場や事業場等、事業所単位で1,500kℓ／年度以上のエネルギー使用量（原油換算値）であった場合には、該当する工場等の名称、所在地、事業の名称及びエネルギー使用量を記載してください。

様式第1(第5条又は第40条関係)

※受理年月日
※処理年月日

エネルギー使用状況届出書

〇〇経済産業局長 殿

20〇〇年 〇月 〇日

住所 東京都〇〇〇〇
法人名 株式会社〇〇〇工業
法人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
代表者の役職名 代表取締役社長
代表者の氏名 経済 太郎

提出先：事業者の主たる事務所（通常は本社）の所在地を管轄する経済産業局長のみ ※定期報告書の提出先と異なります。

正式名称を略さず記載

国税庁HPに掲載されている13桁の法人番号(半角)を入力。

エネルギーの使用の合理化等に関する法律第18条第1項に定める連鎖化事業者

1. 事業者に関する事項

事業者の名称	株式会社〇〇〇工業		
主たる事務所の所在地	〒1〇〇-〇〇〇〇	東京都〇〇〇〇	
主たる事業	製鋼・製鋼に延長		
細分類番号	2	2	2 1
エネルギーの使用量(2020年度)	20,919 原油換算kℓ		
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第18条第1項に定める連鎖化事業者	該当する <input checked="" type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/>		

2. エネルギーの使用量がエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第6条に定める数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	細分類番号	エネルギーの使用量事業の名称	エネルギーの使用量(原油換算kℓ)
高岡工場	〒933-〇〇〇〇 富山県〇〇〇〇	2 2 2 1	製鋼・製鋼に延長	11,038
仙台工場	〒981-〇〇〇〇 宮城県〇〇〇〇	2 2 2 1	製鋼・製鋼に延長	7,905
本社	〒100-〇〇〇〇 東京都〇〇〇〇	2 2 0 0	主として管理職を行う本社等	1,854

3. 作成担当者連絡先

所在地	〒100-〇〇〇〇 東京都〇〇〇〇
事業所名	株式会社〇〇〇工業
所属部署	エネルギー環境技術部 次長
氏名	省エネ 三郎
電話	××-××××××-××××
FAX	××-××××××-××××
メールアドレス	××××××××@××××.××

備考

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
 - 届出書冒頭の※印を付した欄には記入しないこと。
 - 事業者のエネルギー使用量は、設置しているすべての工場等におけるエネルギー使用量の合計値を記入すること。また、連鎖化事業者にあつては、その設置しているすべての工場等及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業者の加盟者が設置している当連鎖化事業に係るすべての工場等におけるエネルギー使用量の合計値を記入すること。
 - エネルギー使用量を算出する際、別表第2に規定する換算係数に代えて、当該熱を発生させるために使用された燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該係数の根拠となる資料を添付すること。
 - エネルギーの使用の合理化等に関する法律第18条第1項に定める連鎖化事業者の欄は、該当する又は該当しないのいずれかを○で囲むこと。
 - 「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、当該工場等において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
 2. エネルギーの使用量が令第6条に定める数値以上の工場等の一覧の記入欄が足りない場合には、別紙に一覧を作成の上、添付すること。
 - 既に特定事業者に指定されている者が特定連鎖化事業者の指定を受けようとする場合又は既に特定連鎖化事業者に指定されている者が特定事業者の指定を受けようとする場合は、その旨及び特定事業者番号又は特定連鎖化事業者番号を備考欄に記載すること。

エネルギー管理統括者選任届出書 記入例

- 特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者の指定を受けた場合は、「エネルギー管理統括者」及び「エネルギー管理企画推進者」をそれぞれ1名選任し、本社の所在地を管轄する経済産業局に「エネルギー管理統括者／エネルギー管理企画推進者選任届出書」を提出してください。

- ※「エネルギー管理統括者」については、指定後、遅滞無く選任。
- ※「エネルギー管理企画推進者」については、指定後、6ヶ月以内に選任。
- ※提出期限は、選解任のあった日以降の最初の7月末日。
- ※エネルギー管理講習受講者であつてエネルギー管理企画推進者ないし管理員に選任される者の選任日は、講習受講日以降とすること。

様式第4(第12条又は第15条関係)

※受理年月日
※処理年月日

「エネルギー管理統括者」
「エネルギー管理企画推進者」 選任・解任届出書

〇〇経済産業局長 殿

20〇〇年 〇月 〇日

住所 東京都〇〇〇〇
法人名 株式会社〇〇〇工業
法人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
代表者の役職名 代表取締役社長
代表者の氏名 経済 太郎

提出先：事業者の主たる事務所（通常は本社）の所在地を管轄する経済産業局長のみ ※定期報告書の提出先と異なります。

法律第8条第3項、第9条第3項、第19条第3項、第20条第3項、第30条第3項又は第31条第3項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1. 特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者に関する事項

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号	×××・×××
事業者の名称	株式会社〇〇〇工業
主たる事務所の所在地	〒100-〇〇〇〇 東京都〇〇〇〇

2. エネルギー管理統括者の氏名等

選任の年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
2020年7月1日				
解任の年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
職名	副長(環境・CSR担当)			
氏名	省エネ 一郎			
選任又は解任の理由	特定事業者として指定されたため			

3. エネルギー管理企画推進者の氏名等

選任の年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
解任の年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
職名				
氏名				
生年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
エネルギー管理士免許番号又は講習修了番号				
選任又は解任の理由				

4. 作成担当者連絡先

所在地	〒100-〇〇〇〇 東京都〇〇〇〇
事業所名	株式会社〇〇〇工業
所属部署	エネルギー環境技術部 次長
氏名	省エネ 三郎
電話	××-××××××-××××
FAX	××-××××××-××××
メールアドレス	××××××××@××××.××

備考

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
 - 届出書冒頭の※印を付した欄には記入しないこと。
 - 括弧書きになっている題名については、届け出ようとする者の職名を○で囲むこと。
 2. エネルギー管理統括者の氏名等及び3. エネルギー管理企画推進者の氏名等の記入欄が足りない場合には、別紙に一覧を作成の上、添付すること。

参考

エネルギー使用量の原油換算方法

- ① 本社及び全ての工場、支店、営業所、店舗等で使用した燃料・熱・電気ごとの年度間の使用量を集計してください（電気・ガスについては、エネルギー供給事業者の毎月の検針票に示される使用量でも可能です）。
- ② ①の使用量に燃料、熱及び電気の換算係数を乗じて、各々の熱量「GJ（ギガジュール）」を求めてください。
- ③ ②を全て足し合わせて年度間の合計使用熱量「GJ」を求めてください。
- ④ ③の1年度間の合計使用熱量「GJ」に、0.0258（原油換算係数[kℓ/GJ]）を乗じて、1年度間のエネルギー使用量（原油換算値）を求めてください。

省エネポータルサイト（P.38）『特定事業者向け情報』の**原油換算ツール**の以下の表に燃料使用量や電力使用量等を入力すれば、原油換算値が簡単に求められます。

エネルギーの種類	使用量		換算係数				
	単位	数値	熱量 GJ	数値	単位		
原油	kℓ			38.2	GJ/kℓ		
原油のうちコンデンセート(NGL)	kℓ			35.3	GJ/kℓ		
揮発油(ガソリン)	kℓ			34.6	GJ/kℓ		
ナフサ	kℓ			33.6	GJ/kℓ		
灯油	kℓ			36.7	GJ/kℓ		
軽油	kℓ			37.7	GJ/kℓ		
A重油	kℓ			39.1	GJ/kℓ		
B・C重油	kℓ			41.9	GJ/kℓ		
石油アスファルト	t			40.9	GJ/t		
石油コークス	t			29.9	GJ/t		
石油ガス	液化石油ガス(LPG) ^{*1}	t		50.8	GJ/t		
	石油系炭化水素ガス	千m ³		44.9	GJ/千m ³		
可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)	t		54.6	GJ/t		
	その他可燃性天然ガス	千m ³		43.5	GJ/千m ³		
石炭	原料炭	t		29.0	GJ/t		
	一般炭	t		25.7	GJ/t		
	無煙炭	t		26.9	GJ/t		
石炭コークス	t			29.4	GJ/t		
コールタール	t			37.3	GJ/t		
コークス炉ガス	千m ³			21.1	GJ/千m ³		
高炉ガス	千m ³			3.41	GJ/千m ³		
転炉ガス	千m ³			8.41	GJ/千m ³		
その他の燃料	都市ガス △△ ^{*2}	千m ³			GJ/千m ³		
		*			GJ/*		
		**			GJ/**		
産業用蒸気	GJ			1.02	(換算係数)		
産業用以外の蒸気	GJ			1.36			
温水	GJ			1.36			
冷水	GJ			1.36			
小計①	GJ						
電気	電気事業者 ^{*3}	昼間買電	千kWh		9.97	GJ/千kWh	
		夏期・冬期における電気需要平準化時間帯 ^{*4}	千kWh	() ^{*5}	() ^{*5}	9.97	GJ/千kWh
	その他	夜間買電	千kWh			9.28	GJ/千kWh
		上記以外の買電	千kWh			9.76	GJ/千kWh
	自家発電	千kWh				GJ/千kWh	
小計②	千kWh						
合計 GJ (③=①+②)							
原油換算 kℓ				0.0258	kℓ/GJ		
前年度原油換算 kℓ							
対前年度比(%)							

※1: ガス会社からの使用量が“m³(立法メートル)”で表示されている場合、“t(トン)”に換算する必要があります。換算係数は、ガス会社により異なりますので、ガス会社に確認の上、換算します。不明な場合は、以下の数値を用いることができます。

プロパン	1m ³	1/502[t]
ブタン	1m ³	1/355[t]
プロパン・ブタンの混合	1m ³	1/458[t]

※2: 燃料に都市ガスを使用している場合は、その他の燃料の欄に「都市ガス△△」(△△は、5C、13A等)と記入します。換算係数は、ガス会社により異なりますので、ガス会社に確認の上、換算します。

※3: 一般送配電事業者等が維持し、及び運用する電線路を介して供給された電気の買電量を記入します。

※4: 夏期・冬期における電気需要平準化時間帯とは、7月1日から9月30日及び12月1日から3月31日までの8～22時までをいいます。

※5: 「()」は、昼間買電の内数であるため、「電気」の「小計」で重複計上しないこと。

1年度間のエネルギー使用量 1,500kℓの目安

事業所の立地条件(所在地等)や施設の構成(例えば、ホテルの場合ではシティホテルとビジネスホテル、病院では総合病院と療養病院)等によってエネルギーの使用量は異なりますが、一般的な目安として例示すると以下のとおりです。

- 小売店舗(延べ床面積) 約3万㎡ 程度
- オフィス・事務所(電力使用量) 約600万kWh/年度 程度
- ホテル(客室数) 300～400室 程度
- 病院(病床数) 500～600床 程度
- コンビニエンスストア(店舗数) 30～40店舗 程度
- ファーストフード店(店舗数) 25店舗 程度
- ファミリーレストラン(店舗数) 15店舗 程度
- フィットネスクラブ(店舗数) 8店舗 程度

原油換算ツールにて の欄を入力すれば、②～④が自動計算され、原油換算値 が表示されます。

◆事業者全体の報告部分(特定-第2表1)◆

特定-第2表 事業者のエネルギーの使用量等

1 エネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量等

実際に使用したエネルギー量を記入

連携を実施した場合記入。
①連携分を除いたエネルギー使用量
②連携で使用した、エネルギー使用量(按分後)を記入

実際に使用した産業用蒸気
の量

連携分を除き、使用した
産業用蒸気
の量

購入した未利用熱は、
使用量欄にも含む

連携し、按分した産業
用蒸気
の使用量

夏期(7~9月)・冬期(12~3
月)の8~22時の買電量を記入

連携分を除き、自社で
使用した電気
の量

連携し、按分した電気
の使用量

エネルギーの種類	単位	使用量		販売した副生エネルギーの量		購入した未利用熱の量		換算係数		連携省エネルギー措置を踏まえた使用量	
		数量	熱量GJ	数量	熱量GJ	数量	熱量GJ	数量	単位	数量	熱量GJ
原油(コンデンセートを除く)	kl										
連携分	kl								GJ/kl		
原油のうちコンデンセート(NGL)	kl										
連携分	kl								GJ/kl		
揮発油	kl										
連携分	kl								GJ/kl		
ナフサ	kl										
連携分	kl								GJ/kl		
灯油	kl	19	697							19	697
連携分	kl								GJ/kl		
軽油	kl	1	38							1	38
連携分	kl								GJ/kl		
A重油	kl	213	9,501							213	9,501
連携分	kl								GJ/kl		
B・C重油	kl										
連携分	kl								GJ/kl		
石油アスファルト	t										
連携分	t								GJ/t		
石油コークス	t										
連携分	t								GJ/t		
液化石油ガス(LPG)	t	21	1,067							21	1,067
連携分	t								GJ/t		
石油系炭化水素ガス	千m ³										
連携分	千m ³								GJ/千m ³		
液化天然ガス(LNG)	t										
連携分	t								GJ/t		
可燃性天然ガス	千m ³										
その他可燃性天然ガス	千m ³										
連携分	千m ³								GJ/千m ³		
原料炭	t										
連携分	t								GJ/t		
一般炭	t										
連携分	t								GJ/t		
焦煤	t										
連携分	t								GJ/t		
石炭コークス	t										
連携分	t								GJ/t		
コールタール	t										
連携分	t								GJ/t		
コークス炉ガス	千m ³										
連携分	千m ³								GJ/千m ³		
高炉ガス	千m ³										
連携分	千m ³								GJ/千m ³		
転炉ガス	千m ³										
連携分	千m ³								GJ/千m ³		
都市ガス	千m ³	5,833	261,218							5,833	261,218
連携分	千m ³								GJ/千m ³		
その他の燃料	()										
連携分	()								GJ/千m ³		
産業用蒸気	GJ	3,200	3,204							2,000	2,040
連携分	GJ							1.02	(GJ/GJ)	690	616
産業用以外の蒸気	GJ										
連携分	GJ								(GJ/GJ)		
温水	GJ										
連携分	GJ								(GJ/GJ)		
冷水	GJ										
連携分	GJ								(GJ/GJ)		
小計	GJ		275,885								274,601
連携分	GJ										616
昼間買電	千kWh	41,600	414,752							41,000	408,770
連携分	千kWh							9.97	GJ/千kWh	400	3,988
夏期・冬期における電気需要平準化時間帯	千kWh	(24,500)	(244,265)							(24,200)	(241,274)
連携分	千kWh										0
夜間買電	千kWh	13,339	123,786							200	1,994
連携分	千kWh								GJ/千kWh	13,339	123,786
上記以外の買電	千kWh	486	4,713							486	4,713
連携分	千kWh								GJ/千kWh		
自家発電	千kWh										
連携分	千kWh								GJ/千kWh		
小計	千kWh	55,425	540,281							54,625	537,290
連携分	千kWh									400	3,988
合計GJ			819,166								816,764
うち連携分											4,804
原油換算kl		⑤	21.1	①		①				⑤	21.073
うち連携分											124
前年度原油換算kl			20,000								21,050
うち連携分											128
対前年度比(%)			105.1								103.1
うち連携分											96.8

備考 「夏期・冬期における電気需要平準化時間帯」については、昼間買電の内数であるため「()」としている。「電気」の「小計」で重複計上しないこと。

◆事業者全体の報告部分(特定-第2表2)◆

2 連携省エネルギー措置の実績

(1) 連携省エネルギー措置に係るエネルギー使用量の合計と省エネ効果

××興産株式会社の上工程を当社に集約する連携省エネルギー措置を実施している。
 集約後の上工程でのエネルギー使用量は、蒸気 1,200GJ、電気 600 千 kWh であった（うち電気需要平準化時間帯の使用量は 300 千 kWh）。
 連携省エネルギー措置実施前と比較し、両社で蒸気 300GJ、電気 200 千 kWh の省エネとなった。

①連携でどのくらいエネルギーを使用したか
 ②どのくらい省エネできたか
 記入

(2) 連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量の算出の方法

上工程の集約による生産物（半製品）の下工程への供給比が、××興産株式会社：株式会社□△○工業＝600 個/日：1,200 個/日のため、エネルギー使用量を 1：2 の割合で按分することとする。

具体的な根拠と共に按分割合を記入

(3) 連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量等

エネルギーの種類	換算係数		連携省エネルギー措置に係る実際のエネルギー使用量		連携省エネルギー措置に係る換算係数		連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量	
	数値	単位	数値	熱量 GJ	数値	単位	数値	熱量 GJ
産業用蒸気	1.02	GJ/GJ	1,200	1,224	1.02	GJ/GJ	800	816
電気	9.97	GJ/千 kWh	600	5,982	9.97	GJ/千 kWh	400	3,988

按分し、報告する分のエネルギー量を記入
 ※この数字を特定-第2表1に記入。

◆事業者全体の報告部分(特定-第3表2-1、2-2)◆

2-1 電気需要平準化評価原単位等

番号	事業分類				事業分類ごとの電気需要平準化評価原単位等の計算										
					エネルギーの使用量 (原油換算kl) (A'-1)	電気需要平準化時間帯の買電量 (原油換算kl) (A'-1)	販売した副生エネルギーの量 (原油換算kl) B	購入した未利用熱の量 (原油換算kl) B'	$(C'-1) = (A'-1) + (A'-1) \times$ (評価係数-1) - B - B'	(C'-1)の構成割合(%) (D'-1) (特定第3表1-1の(D'-1)と同じ値)	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 E	電気需要平準化評価原単位 (F'-1) = (C'-1) / E	前年度の電気需要平準化評価原単位 (G'-1)	電気需要平準化評価原単位の対前年度比(%) (H'-1) = (F'-1) / (G'-1) × 100	電気需要平準化評価原単位の対前年度比の寄与度(%) (I'-1) = (D'-1) × (H'-1) / 100
1	工場等に係る事業の名称	製鋼・製鋼圧延業			18,942	5,675	0	0	20,645	89.7	100,000 (名称:粗鋼量) (単位:10トン)	0.206	0.2	103	(I'-1) 92.4
	細分類番号	2	2	2											
2	工場等に係る事業の名称	主として管理事務を行う本社等			2,070	527	0	0	2,228	9.7	30,000 (名称:延床面積) (単位:m ²)	0.0743	0.0745	99.7	(I'-1) 9.7
	細分類番号	2	2	0											
3	工場等に係る事業の名称	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			122	100	0	0	152	0.7	2,100 (名称:延床面積) (単位:m ²)	0.0724	0.0726	99.7	(I'-1) 0.7
	細分類番号	2	2	0											
事業者全体					(S'-1)(合計) 21,134	(合計) 6,302	0	0	(U'-1)(合計) 23,025	100%	V	(W'-1)	(X'-1)	(Y'-1) = (W'-1) / (X'-1) × 100 102.7	(Z'-1) = (I'-1) + (I'-2) + (I'-3) + ...

備考 1 エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入する。なお、工場等の事業分類は、「特定-第3表 1-1 エネルギーの使用に係る原単位等」と同じでなければならない。
 2 事業者全体の「電気需要平準化評価原単位 (W'-1)」の算出が難しい場合は、「電気需要平準化評価原単位の対前年度比の寄与度の合計値 (Z'-1)」を事業者全体の電気需要平準化評価原単位の対前年度比としてもよい。その際、V (W'-1) (X'-1) (Y'-1) は記入不要。
 3 事業者全体の「電気需要平準化評価原単位 (W'-1)」が算出できる場合は、事業分類ごとの (A'-1) (A'-2) B B' (C'-1) 及び事業者全体の (S'-1) から (Y'-1) まで記入すること。
 4 (C'-1) の評価係数は1.3とすること。

2-2 連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要平準化評価原単位等

連携した場合、記入が必要

番号	事業分類				事業分類ごとの連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要平準化評価原単位等の計算										
					連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量 (原油換算kl) (A'-2)	電気需要平準化時間帯の買電量 (原油換算kl) (A'-2)	販売した副生エネルギーの量 (原油換算kl) B	購入した未利用熱の量 (原油換算kl) B'	$(C'-2) = (A'-2) + (A'-2) \times$ (評価係数-1) - B - B'	(C'-2)の構成割合(%) (D'-2) (特定第3表1-2の(D'-2)と同じ値)	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 E	電気需要平準化評価原単位 (F'-2) = (C'-2) / E	前年度の電気需要平準化評価原単位 (G'-2)	電気需要平準化評価原単位の対前年度比(%) (H'-2) = (F'-2) / (G'-2) × 100	電気需要平準化評価原単位の対前年度比の寄与度(%) (I'-2) = (D'-2) × (H'-2) / 100
1	工場等に係る事業の名称	製鋼・製鋼圧延業			18,881	5,598	0	0	20,560	89.6	100,000 (名称:粗鋼量) (単位:10トン)	0.0204	0.0202	101	(I'-2) 90.5
	細分類番号	2	2	2											
2	工場等に係る事業の名称	主として管理事務を行う本社等			2,070	527	0	0	2,228	9.7	30,000 (名称:延床面積) (単位:m ²)	0.0743	0.0746	99.6	(I'-2) 9.7
	細分類番号	2	2	0											
3	工場等に係る事業の名称	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所			122	100	0	0	152	0.7	2,100 (名称:延床面積) (単位:m ²)	0.0724	0.0727	99.6	(I'-2) 0.7
	細分類番号	2	2	0											
事業者全体					(S'-2)(合計) 21,073	(合計) 6,225	0	0	(U'-2)(合計) 22,941	100%	V	(W'-2)	(X'-2)	(Y'-2) = (W'-2) / (X'-2) × 100 100.8	(Z'-2) = (I'-2) + (I'-3) + ...

備考 1 エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入する。なお、工場等の事業分類は、「特定-第3表 1-1 エネルギーの使用に係る原単位等」と同じでなければならない。
 2 事業者全体の「電気需要平準化評価原単位 (W'-2)」の算出が難しい場合は、「電気需要平準化評価原単位の対前年度比の寄与度の合計値 (Z'-2)」を事業者全体の電気需要平準化評価原単位の対前年度比としてもよい。その際、V (W'-2) (X'-2) (Y'-2) は記入不要。
 3 事業者全体の「電気需要平準化評価原単位 (W'-2)」が算出できる場合は、事業分類ごとの (A'-2) (A'-2) B B' (C'-2) 及び事業者全体の (S'-2) から (Y'-2) まで記入すること。
 4 (C'-2) の評価係数は1.3とすること。

◆事業者全体の報告部分(特定-第4表~特定-第7表)◆

特定-第4表

事業者の過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位の変化状況

1 エネルギーの使用に係る原単位

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	5年度間平均原単位変化
エネルギーの使用に係る原単位						
対前年度比(%)		①-1	②-1	③-1	④-1	100.9
		101.4	99.5	100.5	102.1	
連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用に係る原単位						
対前年度比(%)		①-2	②-2	③-2	④-2	100.5
		101.4	99.5	99.8	101.3	

事業者全体の「エネルギーの使用に係る原単位」の算出が可能な場合は、記入

99%以下=年平均1%以上低減

備考 特定-第3表1-1、1-2において事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比の寄与度から「事業者全体のエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比(%)」(②-1)、(②-2)を求めた場合は、対前年度比(%)のみ記入する。
5年間平均原単位変化(%) = $(① \times ② \times ③ \times ④)^{1/4}$

2 電気需要平準化評価原単位

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	5年度間平均原単位変化
電気需要平準化評価原単位						
対前年度比(%)		①'-1	②'-1	③'-1	④'-1	101.2
		101.6	99.8	100.6	102.7	
連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要平準化評価原単位						
対前年度比(%)		①'-2	②'-2	③'-2	④'-2	100.5
		101.6	99.8	99.9	100.8	

99%以下=年平均1%以上低減

備考 特定-第3表2-1、2-2において事業分類ごとの電気需要平準化評価原単位の対前年度比の寄与度から「事業者全体の電気需要平準化評価原単位の対前年度比(%)」(②'-1)、(②'-2)を求めた場合は、対前年度比(%)のみ記入する。
5年間平均原単位変化(%) = $(①' \times ②' \times ③' \times ④')^{1/4}$

特定-第5表

エネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位が改善できなかった場合の理由

1 事業者の過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位(連携省エネルギー計画の認定を受けた場合は、連携省エネルギー措置を踏まえた原単位。以下この表及び2において全て同じ。)が年平均1%以上改善できなかった場合(イ)又は事業者のエネルギーの使用に係る原単位が前年度に比べ改善できなかった場合(ロ)の理由

(イ)の理由 連携省エネルギー措置を実施し、他社との連携を含めた全体的な省エネを実施したが、主力生産品目の海外シフトや、収益改善のため限られた生産品目に絞った生産計画の変更の影響が大きく、2020年度に原単位が悪化してしまった。	特定-第4表の「5年度間平均原単位変化」が99%以下の場合記入不要	具体的に記載
(ロ)の理由 主力生産品目の海外シフトに伴い生産量が減少したため、原単位が悪化した。	特定-第3表の「エネルギーの使用に係る原単位の対前年度比」が100%未満の場合記入不要	

備考 (イ)及び(ロ)共に該当する場合、双方記載すること。

2 事業者の過去5年度間の電気需要平準化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合(ハ)又は事業者の電気需要平準化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合(ニ)の理由

(ハ)の理由 連携省エネルギー措置を実施し、他社との連携を含めた全体的な省エネを実施したが、主力生産品目の海外シフトや、収益改善のため限られた生産品目に絞った生産計画実施の影響がおおきく、2020年度に原単位が悪化してしまった。電気需要平準化時間帯の電気使用量に重みづけがされたため、原単位が悪化した。	特定-第4表の「5年度間平均原単位変化」が99%以下の場合記入不要
(ニ)の理由 主力生産品目の海外シフトに伴い生産量が減少したため、原単位が悪化した。	特定-第3表の「電気需要平準化評価原単位の対前年度比」が100%未満の場合記入不要

備考 (ハ)及び(ニ)共に該当する場合、双方記載すること。

特定-第6表

ベンチマーク指標の状況(該当する事業者のみ記入)

区分	対象となる事業の名称(セクター)	対象事業のエネルギー使用量(原単位換算)	ベンチマーク指標の状況(単位)				ベンチマーク指標の見込み	達成率	目標年度における目標値(単位)	
			2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度			
3	セメント製造業	500,000	4,100 MJ/t	4,100 MJ/t	4,080 MJ/t	4,050 MJ/t	4,000 MJ/t	3,950 MJ/t	50%	3,739 MJ/t
6	ソーダ工業	200,000	3,30 GJ/t	3,25 GJ/t	3,25 GJ/t	3,20 GJ/t	3,10 GJ/t		0%	3,22 GJ/t

達成率の分母がゼロ以下の場合、一を記入

算出方法:

$$(2019年度実績-2020年度実績) \div (2019年度実績-2020年度見込) \times 100 = (4050-4000) \div (4050-3950) \times 100 = 50\%$$

備考 1 「区分」の欄には、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準(平成21年3月31日経済産業省告示第66号)以下「判断基準」という別表第5に規定する区分のいずれかを記入すること。
2 「ベンチマーク指標の見込み」の欄には、昨年度以前で直近に提出した中長期計画書に記載した、当該ベンチマーク指標の見込みを記載すること。
3 「達成率」の欄には、以下の計算式で計算される値を記入すること。
達成率 = $(①-②) / (①-③)$
ただし、①は本報告の報告対象年度の前年度のベンチマーク指標の値、②は本報告の報告対象年度のベンチマーク指標の値、③は昨年度以前で直近に提出した中長期計画書に記載した、本報告の報告対象年度のベンチマーク指標の見込みとする。

特定-第7表

判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

1-1 判断基準のベンチマーク指標の算出に当たり、根拠となる情報

補正前のベンチマーク指標: 0.164 上工程の補正係数0.960 下工程の補正係数0.883
 $(24,000/210,000 \times 0.960) + (10,000/200,000 \times 0.883) = 0.153$

備考 1 判断基準のベンチマーク指標の算出に当たり補正係数を用いる場合には、補正前のベンチマーク指標、補正の根拠となる値及び補正算定式を記入すること。
2 洋紙製造業(4A)のベンチマーク指標報告事業者は、当該事業における再生可能エネルギーの使用率及びその種類を記入し、再生可能エネルギー使用率が72%未満の者は、当該使用率に応じたベンチマーク目標値及びその算定式を記入すること。
3 貸事務所業(12)のベンチマーク指標報告事業者は、ベンチマーク指標の算出に当たり用いた面積区分(判断基準の別表第5 備考6に規定する面積区分をいう。)ごとのエネルギー使用量及び延床面積を記入すること。また、ベンチマーク指標の算出に当たり特殊なエネルギー使用量及び特殊なエネルギー使用面積(判断基準の別表第5 備考7に規定する「特殊なエネルギー使用量」及び「特殊なエネルギー使用面積」をいう。)を控除した場合には、当該エネルギー使用量及び使用面積を記入すること。

1-2 判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

ベンチマークの対象事業所は、高岡工場、仙台工場。 ベンチマークとの差は、0.150-0.153=▲0.003 <未達理由> ベンチマークに比べ、「0.003」未達であった。 その理由としては、多品少量生産により加熱・加工工程が増加したことやエネルギー効率が悪化したためである。	ベンチマークと比較して、(未達であれば)未達の理由及び当該事業者が抱えている事情等、参考となる情報を具体的に記入
--	--

2 電力供給業のベンチマーク指標の算出に関し、参考となる情報

発電方式	発電効率(%)	火力発電量に占める発電量比率(%)
石炭による火力発電		
可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電		
石油その他の燃料による火力発電		

備考 電力供給業のベンチマーク指標の算出に関して用いた発電方式ごとの「発電効率」と「火力発電量に占める発電量比率」を記入すること。

設備の名称	
燃料種ごとの基本情報 (①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比(%)、④原料原産国(バイオマスのみ記入))	
設備から得られた電気のエネルギー量(千kWh)	
設備から得られた熱のエネルギー量のうち熱として活用された量(GJ)	
設備に投入したエネルギー量(GJ)	
設備に投入した副生物のエネルギー量(GJ)	
設備に投入したバイオマスのエネルギー量(GJ)	

備考 電力供給業のベンチマーク指標の算出に関して用いた発電設備のうち、副生物又はバイオマス投入した発電設備については投入した副生物又はバイオマスのエネルギー量等、熱電併給型動力発生装置については熱として活用した量等を記入すること。

3 電力供給業のベンチマーク指標の向上に関して共同で実施した措置に関し、参考となる情報

--

◆事業者全体の報告部分（特定－第8表～特定－第9表3）◆

特定－第8表
事業者のエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

「策定していない」を選択した場合
I-1 (3) ①イ、(6)、(7)は実施して
いないを選択

I エネルギーの使用の合理化の基準		
I-1 全ての事業者が取り組むべき事項		
(1) 取組方針の策定 設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する取組方針（中長期的な計画を含む。以下「取組方針」という。）を定めること。 取組方針には、エネルギーの使用の合理化に関する目標、当該目標を達成するための設備の運用、新設及び更新に対する方針を含めること。	<input checked="" type="checkbox"/> 策定している <input type="checkbox"/> 策定していない <input type="checkbox"/> 全て含めている <input type="checkbox"/> 大半含めている <input type="checkbox"/> 一部含んでいる <input type="checkbox"/> 含めていない	
(2) 管理体制の整備 設置している全ての工場等について、全体として効果的かつ効果的なエネルギーの使用の合理化を図るための管理体制を整備すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない （整備完了予定年 年度）	
(3) 責任者等の配置等 (2)で整備された管理体制に「エネルギー管理統括者」、「エネルギー企画推進者」並びに「エネルギー管理者」及び「エネルギー管理員」を配置すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 配置済み <input type="checkbox"/> 一部配置している <input type="checkbox"/> 配置していない	
①エネルギー管理統括者の責務 ア. 設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する業務（エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持、新設、改造及び撤去並びにエネルギーの使用の方法の改善及び監視）の実施状況等を把握すること。 イ. 取組方針に従い、エネルギー管理者及びエネルギー管理員に対し取り組むべき業務を指示するなど、当該取組方針に掲げるエネルギーの使用の合理化に関する目標の達成に係る監督を行うこと。 ウ. 取組方針の遵守状況やエネルギー管理者及びエネルギー管理員からの報告等を踏まえ、次期の取組方針の案を取りまとめ、取締役会等の業務執行を決定する機関への報告を行うこと。 エ. エネルギーの使用の合理化に資する人材（エネルギー管理者及びエネルギー管理員等）を育成すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
②エネルギー企画推進者の責務 エネルギー管理統括者とエネルギー管理者及びエネルギー管理員との意思疎通の円滑化を図ること等によりエネルギー管理統括者の業務を補佐すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
③現場実務を管理する者の責務 ア. 設置している工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する業務（エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持並びにエネルギーの使用の方法の改善及び監視）の実施状況等を把握すること。 イ. 取組方針やエネルギー管理統括者からの指示等を踏まえ、エネルギーの使用の合理化に関する業務を確実に実施すること。 ウ. ア. のエネルギー管理を踏まえた工場等のエネルギーの使用の合理化の状況に係る分析結果についてエネルギー管理統括者に対する報告を行うこと。	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての工場等で実施している <input type="checkbox"/> 大半の工場等で実施している <input type="checkbox"/> 一部の工場等で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない <input checked="" type="checkbox"/> 全ての工場等で実施している <input type="checkbox"/> 大半の工場等で実施している <input type="checkbox"/> 一部の工場等で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない <input checked="" type="checkbox"/> 全ての工場等で実施している <input type="checkbox"/> 大半の工場等で実施している <input type="checkbox"/> 一部の工場等で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
(4) 資金・人材の確保 エネルギーの使用の合理化を図るために必要な資金・人材を確保すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
(5) 従業員への周知・教育 設置している全ての工場等における従業員に取組方針の周知を図るとともに、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する教育を行うこと。	<input checked="" type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
(6) 取組方針の遵守状況の確認等 客観性を高めるため内部監査等の手法を活用することの必要性を検討し、その設置している工場等における取組方針の遵守状況を確認するとともに、その評価を行うこと。なお、その評価結果が不十分である場合は改善を行うこと。	<input checked="" type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
(7) 取組方針の精査等 取組方針及び遵守状況の評価方法を定期的に精査し、必要に応じ変更すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
(8) 文書管理による状況把握 (1)取組方針の策定、(2)管理体制の整備、(3)責任者等の配置等、(6)取組方針の遵守状況の確認等及び(7)取組方針の精査等の結果を記載した書面を作成、更新及び保管することにより、状況を把握すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
I-2		
1 工場等単位、設備単位での基本的実施事項		
(1) 設備の運転効率化や生産プロセスの合理化等による生産性の向上を通じ、エネルギーの使用の合理化を図ること。	<input checked="" type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
(2) エネルギー管理に係る計量器等の整備を行うこと。	<input checked="" type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない （整備完了予定年 年度）	
(3) エネルギー消費量の大きい設備の廃熱等の発生状況を、優先順位等をつけて把握・分析し課題を抽出すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
(4) 既存の設備に関し、エネルギー効率や老朽化の状況等を把握・分析し、エネルギーの使用の合理化の観点から更新、改造等の優先順位を整理すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
(5) エネルギーを消費する設備の選定、導入においては、エネルギー効率の高い機器を優先するとともに、その能力・容量に係る余裕度の最適化に努めること。	<input checked="" type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
(6) 休日や非稼働時においては、操業の開始及び停止に伴うエネルギー損失等を考慮した上でエネルギー使用の最小化に努めること。	<input checked="" type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
II エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置		
ISO50001の活用状況		<input type="checkbox"/> 認証取得している <input checked="" type="checkbox"/> 認証取得を検討している （取得予定年 2022 年度） <input type="checkbox"/> 検討していない

特定－第9表
その他事業者が実施した措置

1 エネルギーの使用の合理化に関する事項

措置の概要
<ul style="list-style-type: none"> 省エネ推進責任者会議（年6回） 省エネ事例発表会開催（年2回） 特に効果のあった優秀事例については社長表彰 <各工場で実施> <ul style="list-style-type: none"> 省エネパトロール 職場における生産設備・空調・照明等の維持管理状況の確認 省エネ勉強会 省エネ推進メンバーを対象として実施 省エネ月間の推進（2月） <仙台工場> <ul style="list-style-type: none"> 設備を集約した生産プロセスを見直し、高効率ボイラー1基を導入し、生産効率を5%改善した。 <本社> <ul style="list-style-type: none"> 蛍光灯をLED照明に順次切り替えを実施（導入率：80%）
設備の新設等を行った場合は、省エネ効率・効果等を含め記載。

2 電気の需要の平準化に資する措置に関する事項

措置の概要
<仙台工場> <ul style="list-style-type: none"> 電気を大庫に消費する一部の製品を夜間に生産している。

3 中長期計画記載事項の実施状況

内容	中長期計画作成指針	該当する工場等	中長期計画記載の有無	実施状況
プレヒータ断熱強化	製造業 2(3)	C工場	有	○
リーク低減		C工場	無	-

昨年度提出した中長期計画書において、報告対象年度に実施することとされている内容を転記（範囲：内容～中長期計画記載の有無 まで）

記載した各計画内容の実施状況を記載
 ○：予定通り実施
 △：計画より小規模の投資、実施の遅延があったが実施
 ×：未実施
 -：中長期計画書の記載なし

備考
 「内容」の欄、「中長期計画作成指針」の欄及び「該当する工場等」の欄には、昨年度以前で直前に提出した中長期計画書のIIの3に記載した、本報告の報告対象年度に実施する予定の計画を記載すること。

自社として使用したエネルギー量から算出
※連携分は加味しません。

◆事業者全体の報告部分(特定-第12表1~特定-第12表5)◆

※記載に当たっては、最新の温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル及び様式を御確認ください。

<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/manual>

特定-第12表

事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

排出年度 = 2020 年度

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類			エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素
事業者全体	主たる事業	製鋼・製鋼圧延業		50,193 t-CO ₂
	細分類番号	2	2 2 1	
	当該事業を所管する大臣	経済産業大臣		
	商標又は商号等	特定連鎖化事業者の場合のみ記入		
1	工場等に係る事業の名称	製鋼・製鋼圧延業		45,174 t-CO ₂
	細分類番号	2	2 2 1	
	当該事業を所管する大臣	経済産業大臣		
2	工場等に係る事業の名称	主として管理事務を行う本社等		4,969 t-CO ₂
	細分類番号	2	2 0 0	
	当該事業を所管する大臣	経済産業大臣		
3	工場等に係る事業の名称	その他の管理、補助的経済活動を行う事務所		50 t-CO ₂
	細分類番号	2	2 0 9	
	当該事業を所管する大臣			

- 備考 1 排出年度の欄には、当該年度を記入すること。
 2 番号1から3までの項には、事業分類ごとに合計した温室効果ガス算定排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類(細分類)ごととする。また、事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
 3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。
 4 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、次に掲げる量(他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。)の合計量を記載すること。
 (1) 燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
 (2) 他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
 (3) 他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
 5 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、備考4(2)に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて特定-第12表の4の1及び4の2にも必要事項を記載すること。
 6 本報告に係る事業者が、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合は、本表に加えて特定-第12表の2にも必要事項を記載すること。
 7 特定連鎖化事業者にあつては、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。

2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している事業者に係る燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類			エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素
事業者全体	主たる事業			t-CO ₂
	細分類番号			
	当該事業を所管する大臣			
	工場等に係る事業の名称			
1	細分類番号			t-CO ₂
	当該事業を所管する大臣			
	工場等に係る事業の名称			
2	細分類番号			t-CO ₂
	当該事業を所管する大臣			
	工場等に係る事業の名称			
3	細分類番号			t-CO ₂
	当該事業を所管する大臣			
	工場等に係る事業の名称			

- 備考 1 番号1から3までの項には、事業分類ごとに合計した排出量を記入すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類(細分類)ごととする。また、事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
 2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、特定-第12表の1の備考4(1)に掲げる量を記載すること。
 3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

3 事業者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	40,093 t-CO ₂
--------------	--------------------------

備考 調整後温室効果ガス排出量の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定した量を記載する。

4の1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
0.000489 t-CO ₂ /kWh	A社の基礎排出係数	A社電力管内の事業所
0.000482	B社の基礎排出係数	B社電力管内の事業所
0.000653	C社の基礎排出係数	C社電力管内の事業所
0.000438	D社の基礎排出係数	高岡工場の「その他：上記以外の買電」に適用

備考 本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

4の2 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
0.000485 t-CO ₂ /kWh	A社の調整後排出係数	A社電力管内の事業所
0.000467	B社の調整後排出係数	B社電力管内の事業所
0.000643	C社の調整後排出係数	C社電力管内の事業所
0.000431	D社の調整後排出係数	高岡工場の「その他：上記以外の買電」に適用

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

5 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

--

- 備考 1 本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。
 2 他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、特定-第12表の4の1及び4の2に記載すること。

◆事業者全体の報告部分(特定-第12表6の1~特定-第12表7)◆

6の1 調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量の量

種別	合計量	
1. オフセット・クレジット (J-VER)	10,100	t-CO ₂
2.		t-CO ₂
3.		t-CO ₂
4.		t-CO ₂

備考 本表の各欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量を記載すること。併せて、特定-第12表の6の2に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、特定-第12表の6の3に、本欄に記載した海外認証排出削減量に係る情報を記載すること。

6の2 国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別	オフセット・クレジット (J-VER)		
クレジット特定番号等	無効化日 又は 移転日	無効化量 又は 移転量	
JP-000-000-000-001~ JP-000-000-000-010	〇〇年〇月〇日	100	t-CO ₂
~			t-CO ₂
~			t-CO ₂
~			t-CO ₂
合計量		100	t-CO ₂

備考 1 本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
2 算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
3 国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。
4 クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「~」でつなぐことにより記載すること。
5 無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
6 無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
7 本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、事業者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

6の3 海外認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
識別番号	無効化日	無効化量
		t-CO ₂
合計量		t-CO ₂

備考 1 本表は、海外認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
2 算定に用いた海外認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
3 識別番号の欄には、無効化した海外認証排出削減量を識別する番号の全て(制度記号、ホスト国名コード、クレジット発行国名コード、クレジットブロックのユニット開始番号、クレジットブロックのユニット終了番号、プロジェクト番号、クレジット発行回数、クレジット発行年、排出削減年を示す、アルファベット、記号及び数字)を記載すること。
4 無効化日の欄には、排出量調整無効化を行った日付を記載すること。
5 本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、事業者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

7 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 <input checked="" type="radio"/> 無	その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 <input checked="" type="radio"/> 無
------------------------------------	--	-----------------------------------	--

数字を○で囲う

数字を○で囲う

備考 1 本報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第1項の請求に係るものである場合は、左欄「1.有」に○をすること。
2 同法第32条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1.有」に○をすること。
3 本表の「1.有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付すること。

◆事業者(認定管理統括事業者又は管理関係事業者)ごとの報告部分(認定-総括表~認定-第1表)◆

認定-総括表

認定管理統括事業者及び管理関係事業者において、エネルギーの使用量が令第2条第1項に定める数値以上の事業者の一覧

1 認定管理統括事業者

認定管理統括事業者番号	認定管理統括事業者の名称
×××・・・・	株式会社 ○△□工業

認定管理統括事業者の場合は、エネルギーの使用量が年1,500kℓを超える事業者の分、認定表を提出。
※認定総括表は1つで構いません。

2 管理関係事業者

管理関係事業者番号	管理関係事業者の名称
×××・・・・	○△鋼材株式会社
×・×××・×	株式会社 ○▲
×××・・・・	×▲物産

年度のエネルギー使用量が1,500kℓを超える場合記入

認定-第1表
事業者の名称等

認定管理統括事業者番号 又は管理関係事業者番号	×・×・・・・							
特定排出番号	*	*	*	*	*	*	*	*
事業者の名称	○△鋼材株式会社							
法人番号	*****							
主たる事務所の所在地	〒400-0000 神奈川県○○○							
代表者の役職名	代表取締役							
代表者の氏名	経産 三郎							
主たる事業	鋼管製造業							
細分類番号	2	2	3	4				
前報告からの事業者の名称及び所在地についての変更の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無							
有の場合 変更前の事業者の名称	:							
変更前の事業者の所在地	〒							

備考 「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。

◆事業者(認定管理統括事業者又は管理関係事業者)ごとの報告部分(認定-第5表1~認定-第5表5)◆

認定-第5表

事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

排出年度=2020年度

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類		エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	
事業者全体	主たる事業	銅管製造業	6,729	t-CO ₂
	細分類番号	2 2 3 4		
	当該事業を所管する大臣	経済産業大臣		
	商標又は商号等			
1	工場等に係る事業の名称			t-CO ₂
	細分類番号 当該事業を所管する大臣			
2	工場等に係る事業の名称			t-CO ₂
	細分類番号 当該事業を所管する大臣			
3	工場等に係る事業の名称			t-CO ₂
	細分類番号 当該事業を所管する大臣			

- 備考 1 排出年度の欄には、当該年度を記入すること。
- 2 番号1から3までの項には、事業分類ごとに合計した温室効果ガス算定排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類(細分類)ごととする。また、事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
- 3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。
- 4 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、次に掲げる量(他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。)の合計量を記載すること。
- 燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
 - 他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
 - 他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- 5 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、備考4(2)に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて認定-第5表の4の1及び4の2にも必要事項を記載すること。
- 6 本報告に係る特定排出者が、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合は、本表に加えて認定-第5表の2に必要事項を記載すること。
- 7 特定連鎖化事業者にあつては、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。

2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している特定排出者に係る燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類		エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	
事業者全体	主たる事業			t-CO ₂
	細分類番号			
	当該事業を所管する大臣			
	商標又は商号等			
1	工場等に係る事業の名称			t-CO ₂
	細分類番号 当該事業を所管する大臣			
2	工場等に係る事業の名称			t-CO ₂
	細分類番号 当該事業を所管する大臣			
3	工場等に係る事業の名称			t-CO ₂
	細分類番号 当該事業を所管する大臣			

- 備考 1 番号1から3までの項には、事業分類ごとに合計した排出量を記入すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類(細分類)ごととする。また、事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
- 2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、認定-第5表の1の備考4(1)に掲げる量を記載すること。
- 3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

3 事業者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	6,669	t-CO ₂
--------------	-------	-------------------

備考 調整後温室効果ガス排出量の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定した量を記載する。

4の1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲	
0.000489	t-CO ₂ /kWh	A社の基礎排出係数	A社電力管内の事業所

備考 本表の各欄には、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること

4の2 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲	
0.000485	t-CO ₂ /kWh	A社の調整後排出係数	A社電力管内の事業所

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、当該係数の根拠及び係数の値を記載すること。

5 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

--

- 備考 1 本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。
- 2 他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、認定-第5表の4の1及び4の2に記載すること。

◆事業者(認定管理統括事業者又は管理関係事業者)ごとの報告部分(認定-第5表6の1~認定-第5表7)◆

6の1 調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量の量

種別	合計量
1.	t-CO2
2.	t-CO2
3.	t-CO2
4.	t-CO2

備考 本表の各欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量を記載すること。併せて、認定-第5表の6の2に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、認定-第5表の6の3に、本欄に記載した海外認証排出削減量に係る情報を記載すること。

6の2 国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別	無効化日 又は 移転日	無効化量 又は 移転量
クレジット特定番号等		t-CO2
~		t-CO2
合計量		t-CO2

備考 1 本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
 2 算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
 3 国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。
 4 クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「~」でつなぐことにより記載すること。
 5 無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
 6 無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
 7 本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、特定排出者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

6の3 海外認証排出削減量に係る情報

削減量の種別	無効化日	無効化量
識別番号		t-CO2
		t-CO2
合計量		t-CO2

備考 1 本表は、海外認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
 2 算定に用いた海外認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
 3 識別番号の欄には、無効化した海外認証排出削減量を識別する番号の全て(制度記号、ホスト国名コード、クレジット発行国名コード、クレジットブロックのユニット開始番号、クレジットブロックのユニット終了番号、プロジェクト番号、クレジット発行回数、クレジット発行年、排出削減年を示す、アルファベット、記号及び数字)を記載すること。
 4 無効化日の欄には、排出量調整無効化を行った日付を記載すること。
 5 本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、特定排出者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

7 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 ②. 無	その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 ②. 無
------------------------------------	--------------	-----------------------------------	--------------

数字を○で囲う

数字を○で囲う

備考 1 本報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第1項の請求に係るものである場合は、左欄「1.有」に○をすること。
 2 同法第32条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1.有」に○をすること。
 3 本表の「1.有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付すること。

◆個別の工場・事業場の報告分(指定-第1表)◆

事業者単位の報告

エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等単位の報告

指定-第1表

エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の名称等

エネルギー管理指定工場等番号	○○○○○○
当該工場等の名称	株式会社 □△○工業 高岡工場
当該工場等の所在地	〒933-○○○○ 富山県○○○○
主たる事業	製鋼・製鋼圧延業
細分類番号	2 2 2 1
エネルギー管理者(員)の職名・氏名・連絡先	職名 生産技術課 副長 氏名 省エネ 四郎 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 ***-2016-3-**** 電話 (×××× - ×× - ××××) FAX (×××× - ×× - ××××) メールアドレス ××××××@××××

◆ 個別の工場・事業場の報告分(指定-第2表~指定-第7表2) ◆

指定-第2表

エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等のエネルギーの使用量及び販売した副生エネルギーの量

エネルギーの種類	単位	2020年度			
		使用量		販売した副生エネルギーの量	
		数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ
原油(コンデンサートを除く)	kl				
原油のうちコンデンサート (NO)	kl				
揮発油	kl				
ナフサ	kl				
灯油	kl				
軽油	kl	1	19		
A重油	kl				
B・C重油	kl				
石油アスファルト	t				
石油コークス	t				
石油ガス	t	1	51		
液化石油ガス (LPG)	t				
石油系炭化水素ガス	km ³				
液化天然ガス (LNG)	t				
可燃性天然ガス	km ³				
その他可燃性天然ガス	km ³				
石炭	t				
原料炭	t				
無煙炭	t				
石炭コークス	t				
コールタール	t				
コークス炉ガス	km ³				
高炉ガス	km ³				
転炉ガス	km ³				
その他の燃料	km ³	4,555	204,064		
都市ガス					
産業用蒸気	GJ	601	613		
産業用以外の蒸気	GJ				
温水	GJ				
冷水	GJ				
小計	GJ		204,747		
昼間買電	千kWh	15,391	153,448		
夏期・冬期における電気需要平準化時間帯	千kWh	(3,560)	(⑧)35,493		
夜間買電	千kWh	6,994	64,904		
上記以外の買電	千kWh	486	4,743		
自家発電	千kWh				
小計	千kWh	22,871	223,096		
合計 GJ			427,843		
原油換算 kl		⑨	11,038	⑩	⑪
前年度原油換算 kl			11,931		
対前年度比 (%)			92.5		

備考 「夏期・冬期における電気需要平準化時間帯」については、昼間買電の内数であるため「()」としている。「電気」の「小計」で重複計上しないこと。

指定-第3表

エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備及びエネルギーを消費する主要な設備の概要、稼働状況及び新設、改造又は撤去の状況

	設備の名称	設備の概要	稼働状況	新設、改造又は撤去の状況
エネルギーの使用の合理化に関する設備	高効率変圧器 (新設)	500kVA × 1台	365日/年 24時間/日	20〇〇年度テスト導入
上記以外のエネルギーを消費する主要な設備	変圧器	500kVA × 3台 200kVA × 4台	365日/年 24時間/日	
	機械加工設備	合計 870kW (70台)	250日/年 10時間/日	
	電気乾燥炉	トンネル炉 (75kW × 4台)	365日/年 24時間/日	
	メッキ・塗装設備	合計 280kW	250日/年 10時間/日	
	空気圧縮機	110kW × 10台 55kW × 5台 37kW × 15台	250日/年 10時間/日	
	高効率ボイラー	2t/h × 3台	250日/年 10時間/日	

指定-第4表

エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値

	2020年度	対前年度比 (%)
生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 (名称: 粗鋼量) (単位: トン)	④ 446,842	97.0

備考 名称、単位を変更する場合はP.8を参照

指定-第5表

エネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位

1 エネルギーの使用に係る原単位

	2020年度	対前年度比 (%)
原単位 = $\frac{\text{エネルギー使用量(原燃燐kl)}(\text{指定-第2表} \textcircled{a} - \textcircled{b} - \textcircled{c})}{\text{生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値}(\text{指定-第4表} \textcircled{d})}$	0.0247	94.1

2 電気需要平準化評価原単位

	2020年度	対前年度比 (%)
電気需要平準化評価原単位 = $\frac{\text{電気需要平準化時間帯買電量評価後のエネルギー使用量(原燃燐kl)}}{\text{生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値}(\text{指定-第4表} \textcircled{e})}$	0.0253	95.3

備考 電気需要平準化時間帯買電量評価後のエネルギー使用量(原油換算kl)は、以下の算式により計算する。
下式中の記号は、指定-第2表中の記号を指す。また、評価係数は1.3とする。

$$\text{電気需要平準化時間帯買電量評価後のエネルギー使用量} = \textcircled{a} + \textcircled{h} \times (\text{評価係数} - 1) \times 0.0258 - \textcircled{b} - \textcircled{c}$$

(原油換算kl)

指定-第6表

過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位の変化状況

1 エネルギーの使用に係る原単位

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	5年度間平均原単位変化
エネルギーの使用に係る原単位	0.03564	0.03375	0.03335	0.02626	0.0247	
対前年度比 (%)		④ 94.8	⑤ 98.7	⑥ 78.7	⑦ 94.1	91.2

2 電気需要平準化評価原単位

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	5年度間平均原単位変化
電気需要平準化評価原単位	0.0359	0.0338	0.0334	0.02655	0.0253	
対前年度比 (%)		④ 94.2	⑤ 98.8	⑥ 79.5	⑦ 95.3	91.6

指定-第7表

エネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位が改善できなかった場合の理由

1 過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位が年平均1%以上改善できなかった場合(イ)又はエネルギーの使用に係る原単位が前年度に比べ改善できなかった場合(ロ)の理由

(イ)の理由 事業計画よりも多品種少量生産を行うことが多かったため、生産ラインを頻りに切り替える対応を行った結果、エネルギー消費量が約8%増加したため、既存の省エネ努力では原単位が改善されなかったため。 ※達成していなかった場合記入	指定-第6表の「5年度間平均原単位変化」が9%以下の場合記入不要	数値等を用いながら、具体的に記入
(ロ)の理由	指定-第5表の「対前年度比」が100%未満の場合記入不要	

備考 (イ)及び(ロ)共に該当する場合、双方記載すること。

2 過去5年度間の電気需要平準化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合(ハ)又は電気需要平準化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合(ニ)の理由

(ハ)の理由	指定-第6表の「5年度間平均原単位変化」が9%以下の場合記入不要
(ニ)の理由	指定-第5表の「対前年度比」が100%未満の場合記入不要

備考 (ハ)及び(ニ)共に該当する場合、双方記載すること。

◆個別の工場・事業場の報告分(指定-第8表)◆

指定-第8表

エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況(1又は2のいずれかに記入すること。)

報告する工場等が「専ら事務所」が「工場」かにより、1又は2のいずれかの表を選択し、選択した表のみ記入

1 工場等であって専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等における判断の基準の遵守状況(法第5条第1項第1号関係)

主に事業場

Table with 5 columns: 対象項目(設備), 運転の管理, 計測及び記録, 保守及び点検, 新設・更新に当たっての措置. Rows include 空気調和設備, ボイラー設備, 照明設備, 変電設備, BEMS, ガスタービン, 事務用機器, 業務用機器.

2 工場等(専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を除く工場等)における判断の基準の遵守状況(法第5条第1項第2号関係)

主に工場

Table with 5 columns: 対象項目(設備), 運転の管理, 計測及び記録, 保守及び点検, 新設・更新に当たっての措置. Rows include 燃料の燃焼の合理化, 加熱及び焙煎並びに乾燥の管理, 空気調和設備, 燃熱の目録利用, 熱の効力等への実施の合理化, 蒸気駆動の動力設備, 発電専用設備, 事務用機器, 業務用機器, 放射・伝熱・伝導によるエネルギーの損失の防止, 配電の損失の防止, 電気の動力・熱等への空費の合理化.

対象事業所に設置していない設備は項目全体を斜線で消す

連携省エネルギー計画認定申請書 記入例

様式第13(第47条関係)

※受理年月日	
※処理年月日	

連携省エネルギー計画認定申請書

〇〇経済産業局長殿

令和2年 12月 1日

(代表申請者)
 住所 東京都千代田区丸の内*丁目*番*号
 法人名 ●●●●株式会社
 法人番号 0000000000000
 代表者の役職名 代表取締役社長
 代表者の氏名 ●● ●●

(共同申請者)
 住所 東京都港区赤坂*丁目*番*号
 法人名 ■■■■株式会社
 法人番号 0000000000000
 代表者の役職名 代表取締役社長
 代表者の氏名 ■■ ■■

エネルギーの使用の合理化等に関する法律第46条第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

1. 連携省エネルギー措置を実施する者の概要

(1) 代表申請者

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号	0000000
事業者の名称	●●●●株式会社
主たる事務所の所在地	〒000-0000 東京都千代田区丸の内*丁目*番*号
主たる事業	▲▲▲▲製造業
細分類番号	0000
資本金	1億5,000万円
従業員数	1,500名
連絡先	電話(****-****-****) FAX(****-****-****) メールアドレス *****@****.****

(2) 共同申請者

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号	0000000
事業者の名称	■■■■株式会社
主たる事務所の所在地	〒000-0000 東京都港区赤坂*丁目*番*号
主たる事業	▲▲▲▲製造業
細分類番号	0000
資本金	1億円
従業員数	1,000名
連絡先	電話(****-****-****) FAX(****-****-****) メールアドレス *****@****.****

2. 連携省エネルギー措置の目標

連携省エネルギー措置を行う工程では、現状●●●●が110,000(k1/年)、■■■■が20,000(k1/年)のエネルギーを使用している。これを●●●●が120,000(k1/年)、■■■■が0(k1/年)の使用量とし、全体で10,000(k1/年)の削減を目標とする。

なお、エネルギー消費原単位は下記のとおり7.7%程度の改善が見込まれる。

- エネルギー使用量と密接に係る値：上工程生産量(単位：t)
- 連携省エネルギー措置実施前のエネルギー消費原単位：
(110,000+20,000) k1/10,000t=13
- 連携省エネルギー措置実施後のエネルギー消費原単位：
(120,000+0) k1/10,000t=12
- 連携省エネルギー措置による原単位変化：(12-13)/13=-0.077

別添を含めた『連携省エネルギー計画認定申請書 記入例』は、省エネポータルサイト(P.38)『連携省エネルギー計画、認定管理統括事業者の認定制度』を参照

3. 連携省エネルギー措置の内容

●●●●と■■■■がそれぞれ保有している化学品製造プラントについて、上工程を●●●●に集約して■■■■の設備を廃止する。
 上工程の集約により、●●●●のプラントの稼働率が5%向上し、それに伴いエネルギー消費効率が改善する。稼働率の向上と■■■■の上工程廃止により、省エネルギー措置の目標を達成する。
 また、上工程の生産物を●●●●から■■■■へ供給するため、新たに配管を敷設する。

(チェック欄)

連携省エネルギー措置の実施にあたり、独占禁止法に抵触する内容は含みません。	<input checked="" type="checkbox"/>
---------------------------------------	-------------------------------------

4. 連携省エネルギー措置の実施場所及び実施期間

実施場所	●●●● 〆〆工場 (**県**市**) ■■■■ 〆〆工場 (**県**市**)
実施期間	※計画の実施の始期及び終期を記載すること。 令和2年10月～令和7年3月

5. 連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量の算出の方法

上工程で生産される生産物の両者の消費割合により、算出することとする。

6. 連携省エネルギー措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(1) 資金調達計画

年度	実施者	使途項目	調達先(千円)				
			自己資金	借入金	補助金	その他	合計
令和2	●●●●	設備取得・工事費		16,000	8,000		24,000
令和3	●●●●	設備取得		50,000	20,000		70,000
令和3	■■■■	設備撤去	8,000				8,000
備考	令和3年度に●●●●が取得予定の設備について記載。 なお、補助金の採択を受け、補助金をもって取得する場合は、税制の適用は受けられない予定。						

(2) 支援措置の利用

連携省エネルギー措置の実施に当たって、支援措置の利用の有無	1. 有り(****補助金) 2. 無し
-------------------------------	-------------------------

(3) 連携省エネルギー措置の実施により取得等される工場等連携関連高度省エネルギー増進設備等

取得者	取得予定年月	設備等の名称	予定数量	予定取得価格(千円)
●●●●	令和3年10月	化学品製造設備	1	84,000
備考	令和3年度に●●●●が取得予定の設備について記載。 なお、補助金の採択を受け、補助金をもって取得する場合は、税制の適用は受けられない予定。			

7. その他

●●●●及び■■■■とともに、本件についてはそれぞれの労働組合と協議を行い、合意を得ている。

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 - 文字はかき書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
 - 申請書冒頭の※印を付した欄には記入しないこと。
 - 「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
 - 複数の連携省エネルギー計画について認定を申請する場合は、計画ごとに本申請書を作成すること。

別添 略

認定管理統括事業者に係る認定申請書 記入例

様式第10(第44条第1項関係)

※受理年月日	
※処理年月日	

認定管理統括事業者に係る認定申請書

〇〇経済産業局長 殿

令和2年 12月 1日

(代表申請者)
 住所 東京都千代田区丸の内*丁目*番*号
 法人名 ●●●●株式会社
 法人番号 00000000000000
 代表者の役職名 代表取締役社長
 代表者の氏名 ●● ●●

(共同申請者)
 住所 東京都港区赤坂*丁目*番*号
 法人名 ■■■■株式会社
 法人番号 00000000000000
 代表者の役職名 代表取締役社長
 代表者の氏名 ■■ ■■

(共同申請者)
 住所 神奈川県横浜市金沢区▲▲*丁目*番*号
 法人名 ▲▲▲▲株式会社
 法人番号 00000000000000
 代表者の役職名 代表取締役社長
 代表者の氏名 ▲▲ ▲▲

エネルギーの使用の合理化等に関する法律第29条第1項の規定に基づき、下記について認定を受けたいので申請します。

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号、認定管理統括事業者番号又は管理関係事業者番号	0000000
事業者の名称	▲▲▲▲株式会社
主たる事務所の所在地	〒000-0000 神奈川県横浜市金沢区▲▲*丁目*番*号
主たる事業	▼▼製造業
細分類番号	0000
資本金	50百万円
従業員数	300名
連絡先	電話(***-***-*****) FAX(***-***-*****) メールアドレス *****@*****.***

2. 認定管理統括事業者となる者と管理関係事業者となる者の関係

●●●●株式会社は、■■■■株式会社と▲▲▲▲株式会社の株式の全てを所有しており、●●●●株式会社の子会社に該当する。

3. エネルギーの使用の合理化のための措置の一体的管理の概要

●●●●株式会社と■■■■株式会社及び▲▲▲▲株式会社は、エネルギーの使用の合理化の取組方針及びエネルギー管理の手法を共有して運用するとともに、月次で●●●●株式会社のエネルギー管理統括者が委員長を務める環境技術委員会において、エネルギー使用の状況等について情報交換を行うことでエネルギー管理の一体性を確保している。

4. 認定管理統括事業者となる者及び管理関係事業者となる者が設置している全ての工場等のエネルギーの使用量の合計量

(令和元 年度)
15,000原油換算kl

5. エネルギーの使用量がエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第6条に定める数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	細分類番号				エネルギーの使用量(原油換算kl)
		事業の名称				
〇〇工場	〒***-**** *****	0	0	0	0	7,000
××工場	〒***-**** *****	0	0	0	0	3,000
△△工場	〒***-**** *****	0	0	0	0	2,000
□□工場	〒***-**** *****	0	0	0	0	2,000

1. 認定管理統括事業者となる者及び管理関係事業者となる者の概要

(1) 認定管理統括事業者となる者

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号、認定管理統括事業者番号又は管理関係事業者番号	0000000
事業者の名称	●●●●株式会社
主たる事務所の所在地	〒000-0000 東京都千代田区丸の内*丁目*番*号
主たる事業	▼▼製造業
細分類番号	0000
資本金	1億5,000万円
従業員数	1,500名
連絡先	電話(***-***-*****) FAX(***-***-*****) メールアドレス *****@*****.***

(2) 管理関係事業者となる者

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号、認定管理統括事業者番号又は管理関係事業者番号	0000000
事業者の名称	■■■■株式会社
主たる事務所の所在地	〒000-0000 東京都港区赤坂*丁目*番*号
主たる事業	▼▼製造業
細分類番号	0000
資本金	1億円
従業員数	1,000名
連絡先	電話(***-***-*****) FAX(***-***-*****) メールアドレス *****@*****.***

6. その他

--

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 2 文字はかい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
 3 申請書冒頭の※印を付した欄には記入しないこと。
 4 「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、当該工場等において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。

別添1,2 略

参考

エネルギー使用量を把握する際の留意点

●テナントビルにおけるエネルギー管理の在り方

テナントビルにおけるテナント専用部分は、オーナー側のみ、又はテナント側だけの努力だけでは省エネルギーにつながらない場合が多くあります。省エネルギーの一層の推進のため、オーナー・テナント双方が協力してエネルギー管理を行ってください。

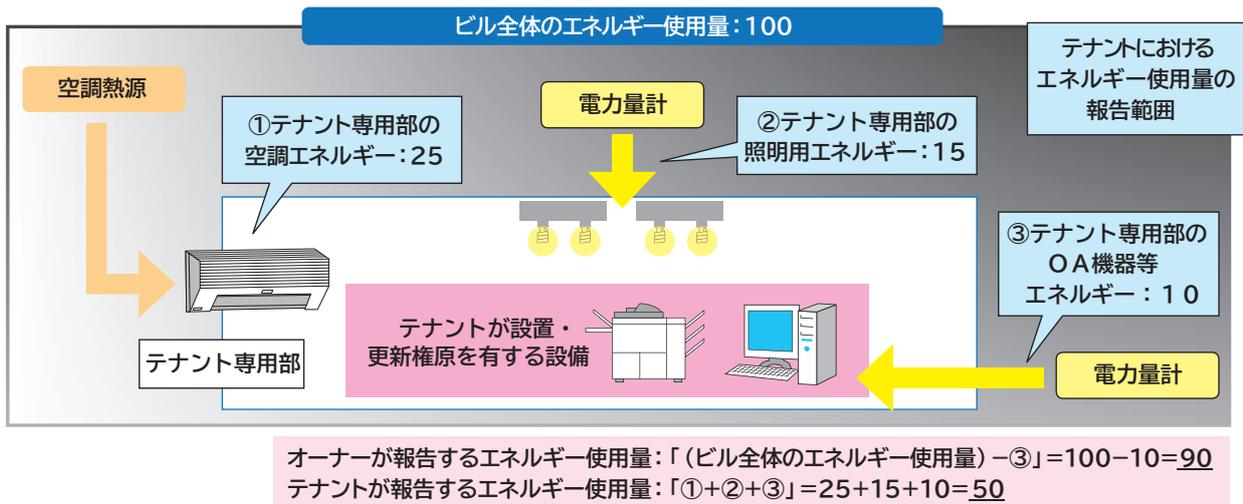
一般の省エネ法の改正に伴い、事業者は新たに電気需要平準化時間帯の電気使用量を報告することとなりますが、電気需要平準化時間帯の電気使用量についても、これまでの運用と同様の報告範囲とし、また、これまでと同様の手法によって推計した電気使用量を用いて報告することができます。

- オーナーは、テナントがエネルギー管理権原^{※1}を有している設備以外のエネルギー使用量を報告。^{※2}
- テナントは、エネルギー管理権原の有無に関わらずテナント専用部に係る全てのエネルギー使用量（テナントがエネルギー管理権原を有する設備、オーナーがエネルギー管理権原を有する空調・照明等）を報告。
- オーナーは、テナントに対し、テナント専用部のエネルギー使用量について可能な範囲で情報提供することが必要（判断基準にも規定）。
- テナントは、実測値を報告することが困難な場合には、推計値で報告することも可能。
- 推計値を算出する際の推計手法は、事業者がその状況に応じ、適切かつ合理的な手法を選択することが求められます。

※1：エネルギー管理権原……設備の設置・更新権限を有し、エネルギー使用量を実測値として把握できること。

※2：ベンチマーク指標の状況（特定第6表）の報告においては、事業者間の公平性の観点から、オーナーは、テナントがエネルギー管理権原を有している設備のエネルギー使用量を含めて報告してください。これに伴い、事業者の過去5年度間のエネルギー使用に係る原単位等の変化状況等（特定第2～4表）の報告においても、オーナーは、テナントがエネルギー管理権原を有している設備のエネルギー使用量を含めて報告することも可能です。

テナントビルにおけるエネルギー使用量の報告のイメージ

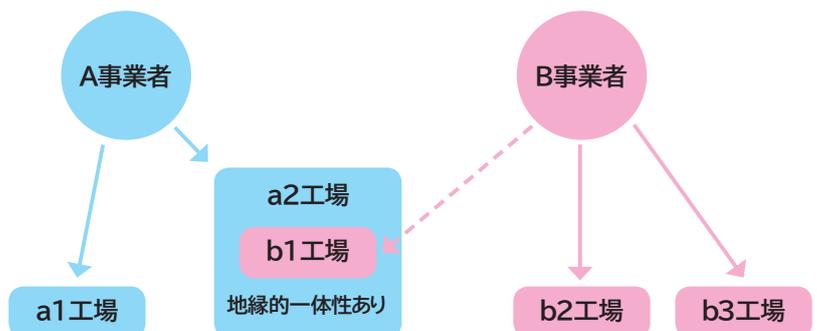


●地縁的一体性を持った複数事業者の取扱い

同一敷地内又は隣接した敷地に工場が設置されている場合がありますが、以下の条件を満たす場合、A事業者がb1工場のエネルギー使用量をまとめて報告^{※3}することもできます。

条件

- ①両工場に地縁的一体性^{※4}が認められること。
- ②A事業者の総エネルギー使用量が1,500kℓ/年度以上であること。
- ③「A事業者がb1工場の省エネ法上の義務を負うこと」についてA事業者、B事業者の両者が合意していること^{※5}。
- ④前年度のa2工場とb1工場のエネルギーの使用量の合計値が、第二種エネルギー管理指定工場等の裾切り値を上回る場合、A事業者はa2工場にその合計値が該当する区分に応じた人数のエネルギー管理者、エネルギー管理員を選任すること。



※3：A事業者は、b1工場の情報を定期報告書等で報告するとともに、b1工場のエネルギーの使用の合理化に努めることが必要です。

※4：同一敷地内又は隣接した敷地に両工場が設置され、かつ、両工場にエネルギー管理上の結びつきがあるもの。

※5：覚書等の書面をもって合意することが必要です。覚書は国に提出する必要はありませんが、事業者両方で保管しておく必要があります。

4 省エネポータルサイト 事業者向け省エネ関連情報について

資源エネルギー庁の「省エネポータルサイト」では、省エネに関する国の規制や各種支援制度の概要等をご紹介します。

省エネ法について詳しく知りたい場合はポータルサイトへ！ 検索キーワード例 **事業者向け省エネ関連情報**



① **事業者向け省エネ**をクリックしてください。「省エネ法の概要」「工場・事業場の省エネ法規制」「輸送の省エネ規制」など、様々な省エネ関連情報をご覧いただけます。

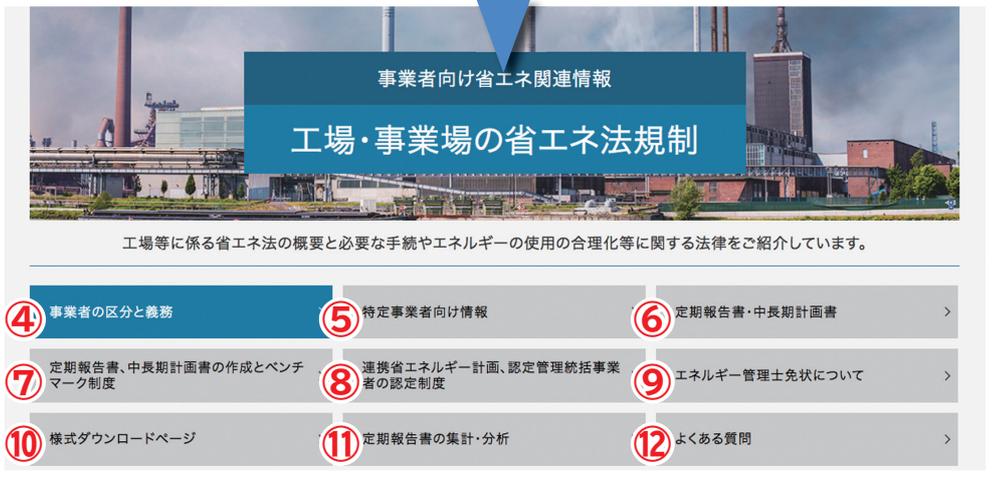
事業者向け省エネ関連情報
国の規制や各種支援制度の概要等をご紹介します。

② **省エネ法の概要**についてのページでは省エネ法の概要と必要な手続き、各種制度の概要等をご紹介します。クラス分け評価制度、中長期計画指針、お問い合わせ先等も掲載されています。



省エネ法の概要と必要な手続き、各種制度の概要等をご紹介します。

③ **工場・事業場の省エネ法規制**のページでは、工場・事業場向けの省エネ法手続やエネルギー管理士免状に関して紹介しています。定期報告書作成ツールもこちらからダウンロードできます。



④ **事業者の区分と義務**のページでは事業者全体としての義務、エネルギー管理指定工場等ごとの義務等を解説しています。

→本書P.4関連

⑤ **特定事業者向け情報**のページでは、特定事業者・特定連鎖化事業者の区分や届け出について解説し、原油換算ツールもダウンロードできます。

→本書P.3関連

⑥ **定期報告書・中長期計画書**のページでは、特定事業者・特定連鎖化事業者が提出すべき定期報告書・中長期報告書についての情報をご提供しています。

→本書P.18、19～34関連

⑦ **定期報告書、中長期計画書の作成とベンチマーク制度**のページでは、定期報告書及び中長期計画書等の記入要領や電子申請の方法についての情報を提供しています。電子情報処理組織使用届出書や、定期報告書作成支援ツールもダウンロードいただけます。

→本書P.18、19～34関連

⑧ **連携省エネルギー計画、認定管理統括事業者の認定制度**のページからは、連携省エネルギー計画申請の手引き[工場等]や認定申請書をダウンロードしていただけます。

→本書P.13、14、35、36関連

⑨ **エネルギー管理士免状**のページでは、エネルギー管理士免状交付申請についての情報を提供しています。申請書もこちらでダウンロードしていただけます。

→本書P.7関連

⑩ **様式ダウンロードページ**からは、省エネ法の各種様式をダウンロードできます。

⑪ **定期報告書の集計・分析**のページからは、定期報告書の集計表やレポートを取得することができます。

⑫ **よくある質問**のページでは、頻繁に寄せられる質問について掲載しています。

→本書P.41関連

5 定期報告書及び中長期計画書の電子申請

●電子申請のメリット

- オンラインによる定期報告の提出は、郵送等による紙での提出より便利です。複数の提出先に対する印刷と郵送が不要で、システムを介した再提出も可能です。
- 令和4年度からは、定期報告の作成と提出を一体的に行える、より便利な電子報告システム「EEGS（イーグス）」の稼働を予定しています。令和5年には中長期計画の作成と提出もサポートする予定です。
- オンラインによる提出を行うためには事前に「電子情報処理組織使用届出書」の提出が必要ですが、一度提出を行えば、令和4年に稼働する新システムへの移行に際して、改めて手続きすることは不要です。

省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム

通称：EEGS（イーグス）

Energy Efficiency and Global Warming Countermeasures online reporting System

「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（EEGS）」は、省エネ法・温対法・フロン法の同時報告、及び、温室効果ガス排出に関する情報の統合管理を可能とするシステムです。

EEGSは令和4年5月より稼働予定です。報告手続の合理化等の観点から、令和4年度以降の省エネ法・温対法・フロン法に係る報告は、原則として、EEGSをご利用ください。

●EEGS利用の目的

省エネ法・温対法・フロン法における各種報告のワンストップ化、他のシステムや他の制度の様々な情報との連携により特定事業者等の皆様の事務負担が軽減します。

●EEGS利用のメリット

報告書提出に伴う作業の低減	システム上で報告書提出が完了するため、紙での提出は不要 省エネ法・温対法・フロン法における各種報告の一元管理が可能
算定精度の向上	システム上で入力値の自動チェックが可能のため、事業所管省庁からの差戻し回数が減少
過年度報告内容の確認	過去に提出した報告書の内容を確認でき、過年度の報告内容を参照しつつ今年度の報告書を作成可能（省エネ法・フロン法に限る）
報告書処理状況の確認	提出した報告書の省庁での処理状況（提出、受理、差戻し等）がシステム上で確認可能

●電子情報処理組織使用届出書の届出手順

1. 電子情報処理組織使用届出書の作成



特定事業者等の皆様

2. 提出



3. 電子申請に必要なID・PWを通知



経済産業局

『電子情報処理組織使用届出書』は省エネポータルサイト（P.38）『様式ダウンロードページ』の様式43を参照。電子情報処理組織使用届出書に特定排出者番号、特定事業者番号、所在地、事業所名等の基本的な情報を記載。申請から通知まで1ヶ月ほどかかりますので、定期報告書等の提出期限（7月末）までに余裕をもって申請してください。

6

各種支援策

●先進的省エネルギー投資促進支援金業費補助金（令和3年度予算案）

(A) 先進事業

「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」等にて検討された先進的な省エネ設備等に係る評価軸・評価項目等に適合する設備等を事前登録し、当該設備等の導入を重点的に支援する。



(B) オーダーメイド型事業

個別設計が必要な特注設備等の導入を含む設備・システム等の複合的な更新により、エネルギー消費効率を改善する省エネ取組を支援。



(C) 指定設備導入事業

従来設備と比較して優れた省エネ性能を有する設備への更新を支援。



(D) エネマネ事業

エネマネ事業者[※]の活用による効率的・効果的な省エネ取組を支援。



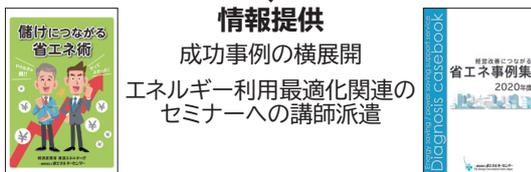
●中小企業等に対するエネルギー利用最適化推進事業（令和3年度予算案）

(1) エネルギー利用最適化診断事業・情報提供事業

エネルギー利用最適化診断

工場・ビル等のエネルギーの管理状況を診断し、AIやIoTを活用して設備の運用改善や高効率設備への更新に加え再エネ導入の提案を行う。

【改善提案例】空調の運用改善／照明の運用改善／蒸気・温水用配管、バルブ等の保温対策／再エネ設備の導入支援



(2) 地域のエネルギー利用最適化取組支援事業

地域プラットフォーム構築事業

中小企業等にとって身近な相談先である自治体、金融機関、中小企業団体等と連携し、多様な省エネ相談等に対応できるエネルギー関連の専門家と経営専門家の双方よりエネルギーコストの削減や設備導入に係るアドバイスが可能な体制を地域ごとに整備する。

プラットフォーム情報提供基盤構築事業

地域プラットフォームから地域内の中小企業、自治体及び金融機関等に省エネ等に関する様々な情報提供を行うとともに、他地域のプラットフォームとの連携を行う。

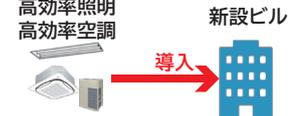
●省エネルギー設備投資に係る利子補給金助成事業費補助金（令和3年度予算案）

支援策の具体例

① 既設工場への新たなボイラーの増設



② 新設ビルへの設備導入

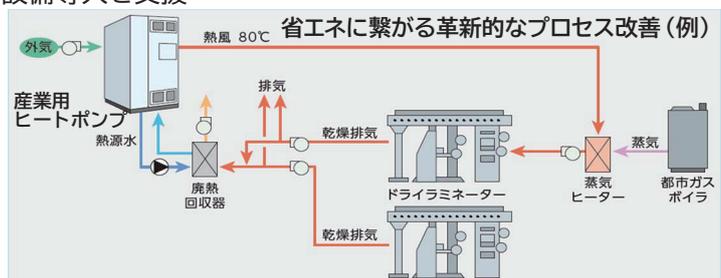
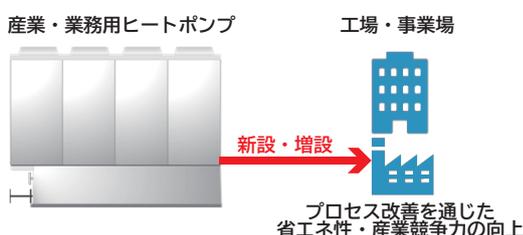


③ ソフト面での省エネ取組



●産業・業務部門における高効率ヒートポンプ導入促進事業（令和2年度補正予算）

省エネにつながる革新的なプロセス改善に必要な設備導入を支援



7 よくある質問と回答

<定期報告書の書き方について>

- Q. 調整後温室効果ガス排出量を算定するための電力会社の排出係数メニューのどれを使えば良いのでしょうか。
- A. 調整後排出係数について、供給を受けている電気に関するメニュー別係数が不明な場合、まずは社内の電気主任技術者にご確認ください。それでも不明な場合は、契約している電力小売事業者にご確認ください。その際、省エネ法・温対法の報告に使用する旨をご担当者にお伝えください。
- Q. エネルギー使用量と密接な関係を持つ値（原単位分母）を変更したい場合、どうしたら良いのでしょうか。
- A. 変更理由、及び過去5年間分の変更前後の対比表を作成して定期報告書に添付してください。提出前に事前の相談が必要かどうか、管轄する地域の経済産業局へ確認してください。本書のP.8も併せてご確認ください。
- Q. テナントビルにおいて、オーナー、テナントそれぞれのエネルギー使用量の参入範囲を教えてください。
- A. オーナーは、テナントがエネルギー管理権原を有している設備以外のエネルギー使用量について算入する必要があります（テナントがエネルギー管理権原を有している設備のエネルギー使用量を含めて報告することも可能です）。一方、テナントは、エネルギー管理権原の有無に関わらず、テナント専用部にかかるエネルギー使用量（テナントがエネルギー管理権原を有する設備、オーナーがエネルギー管理権原を有する空調・照明など）をすべて算入する必要があります。
- なお、「エネルギー管理権原を有している」とは、①設備の設置・更新権限を有し、かつ、②当該設備のエネルギー使用量が計量器等により特定できる状態にあることをいいます。詳細は、P.37をご覧ください。
- Q. 都市ガスの換算係数（GJ/千m³）を教えてください。
- A. 都市ガス供給事業者にご確認ください。「省エネルギー法定定期報告書・中長期計画書（特定事業者等）記入要領」の別添資料4に「都市ガス供給事業者の供給熱量一覧」に記載されている標準熱量（MJ/m³）を換算係数として利用することも可能です。

<中長期計画書の書き方について>

- Q. 中長期計画書「中長期計画作成指針」の欄の記入方法を教えてください。
- A. 「中長期的な計画の作成のための指針（中長期計画作成指針）」が業種ごとに計4種類（「専ら事務所」、「製造業」、「鉱業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業」、「上水道業、下水道業及び廃棄物処理業」）作成・制定されています。中長期計画書の計画内容がこれらの中長期計画作成指針に記載がある場合、該当する項番を記載してください。なければ斜線を引いてください。
- 例：製造業で廃熱回収装置導入を計画した場合、「製造業1（3）」と記入。
- Q. ベンチマーク対象外の業種等の場合、中長期計画書の記入方法について教えてください。
- A. ベンチマーク対象外の業種等の場合、「II 計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果」「1. 前年度のエネルギー使用量等」の「区分」「対象となる事業の名称（セクター）」「ベンチマーク指標の状況（単位）」「対象事業のエネルギー使用量（原油換算kl）」「2. ベンチマーク指標の見込み」及び「3. 計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果」のベンチマークに係る欄については空欄としてください。
- Q. 中長期計画書の提出が免除になる条件を教えてください。
- A. 直近過去2年度以上連続でS評価の場合、翌年度以降、最後に提出した中長期計画の計画期間内（5年が上限）は、S評価を継続している限りにおいて、中長期計画の提出を免除します。なお、計画期間の最終年度には提出が必要ですので、ご注意ください。

<定期報告書作成支援ツールについて>

- Q. アプリ版で調整後の排出係数が0になってしまう。昨年度と大きく異なるが、どうしたら良いか。
- A. 電気事業者のメニュー別排出係数の選択が間違っている可能性があります。調整後排出係数について、供給を受けている電気に関するメニュー別係数が不明な場合、まずは社内の電気主任技術者にご確認ください。それでも不明な場合は、契約している電力小売事業者にご確認ください。その際、省エネ法・温対法の報告に使用する旨をご担当者にお伝えください。
- Q. アプリ版で昨年度ファイルのインポート方法を教えてください。
- A. アプリ起動時の画面にて「V4以降のXMLからインポートして開く」を選択の上、「作成開始」を押下してください。詳細は資源エネルギー庁HPで公開している支援ツールの操作マニュアルをご覧ください。
- Q. アプリ版で提出先が複数ある場合の入力方法について教えてください。
- A. 提出先登録の「②提出先が複数ある場合」の欄に「〇〇経済産業局長・△△大臣」のように、中黒（・）で提出箇所をつないで入力してください。

<電子申請について>

- Q. 電子申請の手順を教えてください。電子申請を申し込んでからのID、PW到着期間について教えてください。
- A. 「電子情報処理組織使用届出書」を本社機能所在地の経済産業局へ提出すると、電子申請に必要なID/パスワードが通知されます。申請から通知まで1か月ほどかかりますので、定期報告書等の提出期限までに余裕をもって申請してください。
- Q. 電子申請時に代表者印は不要なのでしょうか。
- A. 代表者印は不要ですが、経済産業局から通知されたID/パスワードが必要になりますので、大切に保管してください。なお、電子申請の初回利用時には所定の手続きが必要になります。詳細は、P.39をご覧ください。

定期報告書の作成、提出について詳しく知りたい方は、省エネポータルサイト（P.38）『定期報告書、中長期計画書の作成とベンチマーク制度』を参照

お問合せ先

経済産業省 窓口

- 北海道経済産業局 エネルギー対策課 TEL 011-709-2311
担当地域【北海道】
- 東北経済産業局 エネルギー対策課 TEL 022-221-4932
担当地域【青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島】
- 関東経済産業局 省エネルギー対策課 TEL 048-600-0362
担当地域【茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・新潟・山梨・長野・静岡】
- 中部経済産業局 エネルギー対策課 TEL 052-951-2775
担当地域【富山・石川・岐阜・愛知・三重】
- 近畿経済産業局 エネルギー対策課 TEL 06-6966-6051
担当地域【福井・滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山】
- 中国経済産業局 エネルギー対策課 TEL 082-224-5741
担当地域【鳥取・島根・岡山・広島・山口】
- 四国経済産業局 エネルギー対策課 TEL 087-811-8535
担当地域【徳島・香川・愛媛・高知】
- 九州経済産業局 エネルギー対策課 TEL 092-482-5474
担当地域【福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島】
- 沖縄総合事務局 経済産業部 エネルギー対策課 TEL 098-866-1759
担当地域【沖縄】
- 資源エネルギー庁 省エネルギー課 TEL 03-3501-9726
- 産業技術環境局 環境政策課 環境経済室 TEL 03-3501-1679
(温室効果ガス排出量の報告に関する問合せ)

検索キーワード例

関係機関・窓口

- 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 TEL 03-5521-8249
(温室効果ガス排出量の報告に関する問合せ)
- 一般財団法人 省エネルギーセンター TEL 03-5439-9710

省エネ法に関する情報は、省エネポータルサイトをご覧ください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/index.html#enterprise-section

検索キーワード



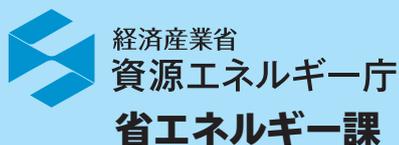
地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に基づく温室効果ガス排出量の算定、報告、公表制度について

詳細は以下のURLをご参照ください。

<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/>



発行元



〒100-8931
東京都千代田区霞が関 1-3-1
TEL 03-3501-9726

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

